

Ⅱ 令和2年度事業実績

【保健総務課】

Ⅱ 令和2年度事業実績

【保健総務課】

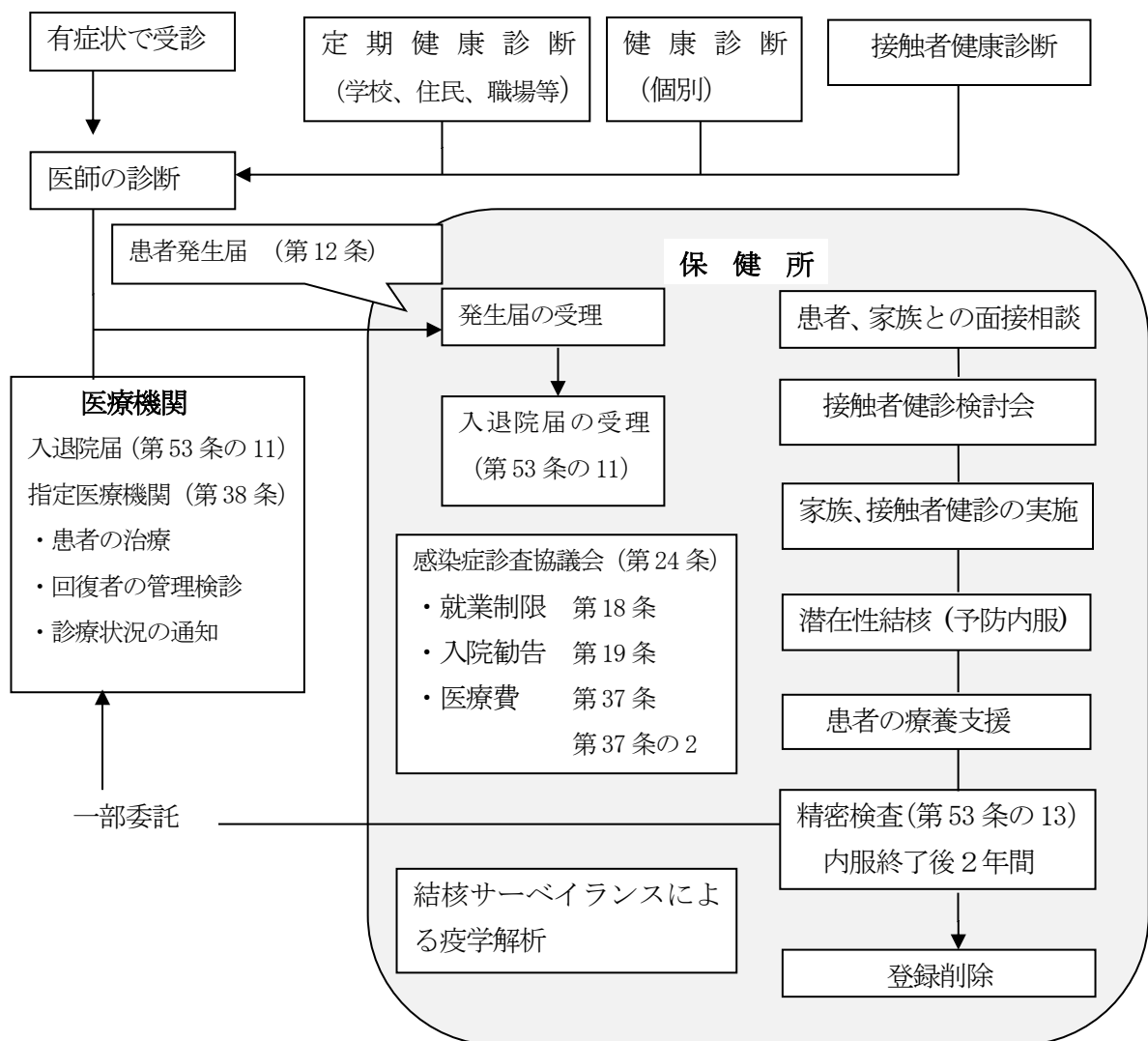
1 結核予防事業

結核予防事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法）に基づき健康診断、患者管理、患者の療養支援、結核医療、発生動向調査等の一貫した管理を行う。

患者の療養支援については、治療の完了を目的として保健師が入院中から訪問支援を開始し、退院後も訪問・面接等に重点をおいた生活・服薬支援を展開している。

（1）結核対策の概要

～結核患者の発見から登録削除まで～



- 本市保健所では患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等周囲への感染防止等の指導を行っている。
- 患者は治療終了後、回復者として保健所又は指定医療機関で2年間の管理検診を行い、再発の恐れがなくなった場合登録から削除される。
- 削除後は、自主的に健康管理を行う。(住民健診又は職場健診)

(2) 患者管理

(1) 管内の新登録結核活動性分類別数

	新登録 患者数	肺結核活動性				肺 外 活動性 結 核	(別掲) 潜在性結核 感染症
		小計	喀痰塗抹 陽性	その他 菌陽性	菌陰性 その他		
令和元年中	41	27	13	10	4	14	19
令和2年中	50	38	14	18	6	12	26

(2) 年齢階級別新登録結核患者数

年代 年	0 ～19	20 ～29	30 ～39	40 ～49	50 ～59	60 ～69	70 ～79	80 ～89	90 以上	総 計	70 以上 (%)
令和元年中	0	5	3	3	3	7	7	8	5	41	20 (48.8)
令和2年中	1	6	2	3	6	4	6	18	4	50	28 (56)

(3) 結核感染症グループにおける支援状況

年度	家庭訪問 (DOTS支援含む)		来所相談 (延)					電話 相談 (延)	健康教育	
	実人員	延人員	治療 患者	管理 検診	接触者 健診	希望 検診	小計		回 数	延件数
令和元年中	103	249	74	107	392	0	573	121	0	0
令和2年中	60	130	127	161	368	0	656	162	0	0

(4) 会議

- ①沖縄県結核担当学会議(6月)
- ②結核サーベイランス委員会(9月)
- ③沖縄病院との地域連携会議(2回/月)

(5) 感染症診査協議会

感染症診査協議会は感染症法第24条に基づき設置され、医師、弁護士等で構成される。法第37条(入院勧告・措置)及び法第37条の2(結核外来治療等)に該当する患者の就業制限、入院勧告、入院の延長、医療費公費負担の申請等に関する事項を審査する。令和2年度は23回の開催であった。

<令和2年度 那覇市感染症診査協議会開催状況>

(件)

	諮 問	承 認	保 留	不承認
法第37条(就業制限、入院勧告、入院延長等)	19	19	0	0
法第37条の2(結核外来治療等公費負担)	94	89	5	0

(3) 普及啓発活動

- ① 結核予防週間（期間：令和2年9月24日～9月30日）
- ・本庁ロビーの電子掲示板にて結核予防週間の周知
 - ・本市保健所にてパネル展を開催

2 感染症予防対策

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め、患者の人権を守りながら市民の安全な生活を守る。
また、感染症に関する情報の発信・知識の普及に努め、市民への予防啓発活動を行う。

(1) 市内の感染症発生状況

市内の感染症発生状況について、市ホームページにおいて週報を毎週更新し掲載している。

ア 全数把握疾患

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)には一類～四類感染症・五類感染症のうち18疾患・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症が定められており、これらを診断した医師は保健所に発生届を報告しなければならない。

令和2年(令和2年1月1日～令和2年12月31日)発生件数（診断日に基づく集計）		
区分	感染症名	市内
一類感染症	－	発生なし
二類感染症	結核	76
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	5
四類感染症	A型肝炎	2
	E型肝炎	1
	レジオネラ症	6
	レプトスピラ症	4
五類感染症	アメーバ赤痢	2
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	1
	急性脳炎	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2
	後天性免疫不全症候群	6
	ジアルジア症	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	3
	侵襲性肺炎球菌感染症	9
	梅毒	9
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2
	百日咳	5
指定	新型コロナウイルス感染症	1,927

イ 定点把握疾患

感染症法の五類感染症のうち 25 疾患は、市内の医療機関をインフルエンザ定点(12 カ所)・小児科定点(7 カ所)・性感染症定点(3 カ所)・基幹定点(1 カ所)と定めている。これらの医療機関から 1 週間毎の感染症発生状況を集計することで、那覇市内の感染症のおおよその流行状況を把握している。

表 1 各定点の月別感染症発生状況 (集計期間：令和 2 年 1 月～令和 2 年 12 月)

種別	疾患名/報告数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	インフルエンザ	1,701	601	94	9	0	3	1	1	2	1	2	2	2,417
小児科	RSウイルス感染症	0	2	1	5	0	0	7	22	36	80	88	38	279
	咽頭結膜熱	3	9	3	3	0	6	24	6	1	0	0	8	63
	A群溶血性レンサ球菌	56	53	64	39	9	26	51	10	16	22	12	10	368
	感染性胃腸炎	197	147	101	53	25	59	68	32	29	66	26	42	845
	水痘	34	25	20	3	8	0	7	1	4	1	6	7	116
	手足口病	1	3	1	1	2	1	17	19	21	66	29	18	179
	伝染性紅斑	3	3	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	10
	突発性発疹	7	8	10	8	8	12	22	9	4	10	6	10	114
	ヘルパンギーナ	4	7	4	1	2	12	35	10	10	15	9	15	124
	流行性耳下腺炎	5	3	0	1	0	2	5	0	3	2	5	1	27
眼科	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流行性角結膜炎	6	8	4	1	0	1	0	0	0	1	1	0	22
基幹	細菌性髄膜炎 (真菌性含む)	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	3	6
	無菌性髄膜炎	1	2	0	1	2	2	2	0	0	3	1	0	14
	マイコプラズマ肺炎	16	3	4	3	0	0	1	0	0	0	1	0	28
	クラミジア肺炎 (オウム病除く)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	感染性胃腸炎 (ロタウイルス)	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	メチシリン耐性 黄色ブドウ球菌感染症	11	8	14	7	12	9	11	3	10	2	15	4	106
	ペニシリン耐性 肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性感染症	性器クラミジア感染症	1	1	0	0	1	2	14	8	6	11	16	7	67
	性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	0	0	1	5	6	8	4	5	3	32
	尖圭コンジローマ	0	0	0	0	0	0	1	3	3	1	1	1	10
	淋菌感染症	0	0	0	0	1	0	1	3	2	4	2	2	15

(2) 麻疹対策

麻疹は非常に感染力が強く、早期に診断し、感染拡大防止の措置を実施する必要がある。

沖縄県では、麻疹疑い事例を診断した医師は直ちに保健所へ連絡するよう求めている。連絡を受けた保健所は、診断した医師等から患者の行動歴や症状等を聞き取り、麻疹疑いが強い場合は直ちに検体の確保を依頼する。検体は沖縄県衛生環境研究所へ搬送し、PCR検査を実施し、約24時間で結果が判明する。本市保健所でも同様の対応を実施している。

平成30年3月20日に、台湾からの観光客が県内にて麻疹と診断され、その後平成30年6月11日終息宣言まで、99件の麻疹の報告があった。市内医療機関からの麻疹疑いの患者の報告は149件あり、そのうち、125件について行政検査を実施し、24件が麻疹と診断された。今後も海外からの帰国者や旅行者が麻疹を持ち込む可能性はあり、麻疹対策の継続は必要である。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
麻疹疑い検査数	0件	3件	12件	146件	19件	3件
麻疹陽性数	0件	0件	3件	24件	1件	0件

(3) 風しん対策

①風しん疑い発生時対応

風疹は、風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、風しんへの免疫がない集団において、1人の風しん患者から5～7人にうつす強い感染力を有す。

風疹の診断については、医師による臨床診断であったが、平成30年1月1日より届出基準の変更があり、風しん疑い事例を診断した医師は直ちに保健所へ届け出ることとなった。またその後のPCR検査が原則として全例実施となった。そのため本市保健所においては、麻疹同様対応を実施している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
風疹疑い検査数	—	—	—	46件	17件	0件
風疹陽性数	0件	1件	0件	4件	4件	0件

②風しん抗体検査

風しんは妊娠初期に感染すると、白内障や心疾患等の症状を持つ、先天性風しん症候群（CRS）の赤ちゃんが生まれるリスクがあることから、市民を対象に、妊娠を希望する女性やその配偶者及び同居者を対象とした風しん抗体検査を実施している。令和元年12月からは、県内の医療機関にて委託を開始し、市外でも検査を受けられる体制を整備した。委託事業は、令和3年度まで実施する予定である。

	平成26年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
風疹抗体検査	226名	293名	270名	172名
接種勧奨 (抗体価低い方)	56名	92名	72名	75名

(4) 新型コロナウイルス感染症対応

新型コロナウイルス感染症は、国内では、令和2年1月16日に日本で初の輸入例が確認され、1月30日にWHOにより「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」が宣言、2月7日に指定感染症に指定された。令和3年2月13日には一部改正された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）が施行され、「新型インフルエンザ等感染症」として位置付けられた。

沖縄県では、令和2年2月14日に1例目の確定例が発生し、その後県内でも相次いで報告された。

本市保健所では、令和2年1月7日より所内健康危機管理対策委員で情報共有を開始し、1月22日に所内健康危機管理対策会議（臨時）を開催、1月30日に所内健康危機管理対策会議開催、2月14日の県内発生例確認後は、那覇市危機管理対策本部および現地（本市保健所）対策本部を設置し、早期から新型コロナウイルス感染症対応に取り組んでおり、さらに8月からは現地対策本部を拡充した。なお、その後も増大する感染者数に対応するため、全庁からの応援体制及び人材派遣等の一部委託など多くの人員を加えながら、積極的疫学調査をはじめ関係機関との連携や患者等の移送などを行っている。

（5）市内協力医療機関支援事業（新型コロナ関連）

コロナ患者（疑似症含む）の入院医療提供に協力する市内4協力医療機関（非感染症指定医療機関）に対し、地域医療を守るため、コロナ対応に伴う減収により悪化した収支の改善に向け、経営支援金を交付した。

（6）市内協力医療機関組織運営円滑化支援事業（新型コロナ関連）

コロナ対応の有無による処遇格差について、円滑な組織運営に資するべく、市内4協力医療機関（非感染症指定医療機関）が職員向けに実施する処遇改善策に対して支援金を交付した。

（7）市内診療・検査協力医療機関協力金（新型コロナ関連）

多数の発熱患者の保険診療に積極的に取り組む市内診療・検査医療機関（上記の市内4協力医療機関を除く）へ協力金を交付した。

3 エイズ対策及び性感染症対策

（1）HIV（エイズ）検査・性感染症検査

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応により、令和2年6月11日から令和2年7月17日までの検査再開期間及び世界エイズデーに合わせて令和2年11月30日から令和2年12月4日に検査を実施した期間を除き、検査の休止が続いたことから、検査数が例年よりも大幅に減少した。

HIV（エイズ）検査・性感染症検査

検査項目	HIV		クラミジア		梅毒		B型肝炎		C型肝炎	
	R元年度	R2年度	R元年度	R2年度	R元年度	R2年度	R元年度	R2年度	R元年度	R2年度
検査件数	670	119	431	65	656	117	102	10	94	9
陽性	5	0	2	0	13	4	5	0	1	0

（2）予防普及啓発

HIV啓発普及活動として、6月のHIV検査普及週間や12月の世界エイズデー等に合わせた周知・啓発活動を行っている。また、市広報誌や市のホームページへの掲載などによる啓発を行っている。

4 厚生統計

厚生労働行政諸施策の企画及び運営に必要な基礎資料を得るため、国の機関統計をはじめ各種統計調査を実施するとともに、得られた情報の市民等への提供及び保健所が行う様々な施策での活用を図る。

調査名	目的	時期	対象
人口動態調査 (基幹統計)	人口動態統計事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	・ 毎月	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規定」により届け出られた出生、死亡、婚姻・離婚及び死産の全数を対象
国民生活基礎調査 (基幹統計)	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	・ 毎年6月 3年に1回大規模調査実施	国勢調査区から層化無作為抽出した2地区内の全ての世帯及び世帯員
医療施設調査 (基幹統計)	医療施設（病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・ 静態調査 3年ごとの10月 ・ 動態調査 毎月	・ 静態調査：全ての医療施設 ・ 動態調査：医療法に基づき開設・廃止・変更等であった医療施設
病院報告 (一般統計)	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・ 患者票 毎月	全国の病院及び療養病床を有する診療所
衛生行政報告例 (一般統計)	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得る。	・ 年度報 (毎年5月末：前年度実績) ・ 隔年報 (当該年の翌年2月末) (隔年報は都道府県対象)	都道府県、指定都市及び中核市 精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査・生活衛生・食品衛生・乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患（難病）関係、狂犬病予防関係
地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体であ	・ 年度報 (毎年6月末：前年度実績)	全国の保健所及び市区町村 ・ 地域保健事業 母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、

(一般統計)	る保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。		衛生教育、職員の配置状況等 ・健康増進事業 健康手帳の交付、健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診等
患者調査 (基幹統計)	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	・ 3年ごとの10月 (医療施設静態調査・受療行動調査と同時期に実施)	全国の医療施設から層化無作為により抽出した医療施設（病院約6,600施設、一般診療所約6,000施設、歯科診療所約1,300施設）で、調査日に受療した全ての患者。
受療行動調査 (一般統計)	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	・ 3年ごとの10月 (医療施設静態調査・患者調査と同時期に実施)	・ 全国の一般病院を利用した患者（外来・入院）を対象とし、層化無作為抽出した一般病院（500施設）を利用する患者。 ・ 外来患者票：診察前の待ち時間、診察時間、自覚症状、セカンドオピニオン、病院を選んだ理由、説明の理解度、病院で請求された金額等 ・ 入院患者票：病院を選んだ理由、説明の理解度、今後の治療・療養の希望、満足度、不満を感じた時に行動等

5 地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会

地方独立行政法人は、公共上の見地から地域において確実に実施されることが必要な事業等のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないが、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあると地方公共団体が認めた事業等を効率的かつ効果的に行わせることを目的に設立する法人であり、市は平成20年4月に「地方独立行政法人那覇市立病院」を設立し、那覇市立病院は那覇市直営ではなくなった。

地方独立行政法人法では、設立団体の長である市長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下、中期目標）を定め、法人に指示するとともに、法人の業務実績について評価を行うことが法定化されている。地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会は、法に基づき設置された市長の附属機関として、中期目標の作成時や毎年度の業務実績評価のほか、議会の議決を要する重要事項等について意見を述べることで法人の経営の透明性や効率的で自律的な運営を促進させる役割を担っている。

<評価委員会の所掌事務>

市長への意見具申

	業 務 内 容	時 期	根 拠 条 項
①	各事業年度における業務の実績についての評価に対する意見具申	毎年	評価委員会条例第2条
②	中期目標期間における業務の実績についての評価に対する意見具申	4年ごと	〃
③	市長が必要と認める事項に対する意見具申	必要時	〃
④	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	作成：設立時及び4年ごと 変更：必要時	地方独立行政法人法第25条第3項
⑤	中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績についての評価に対する意見	4年ごと	法第28条第4項
⑥	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	4年ごと	法第30条第2項
⑦	重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	必要時	法第44条第2項
⑧	法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申出	設立時及び必要時	法第56条第1項において準用する第49条第2項

<令和2年度の開催回数> 7回（うち4回は書面開催）

6 那覇市献血推進事業

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、献血の基本理念の普及啓発を図るとともに、各自治会や市内企業への呼びかけの他、本市施設内での献血を実施する等、沖縄県赤十字血液センターと協力し、年間を通して血液を安定的に確保できるよう活動している。

また、本庁自治会等から組織された那覇市献血協力会（平成 17 年発足）との意見交換の実施や、那覇市献血推進協議会を開催し本市の献血への普及啓発等について協議している。

年度別献血実績

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
那覇市献血協力会	116 名	113 名	147 名	140 名
那覇市職員等	471 名	480 名	505 名	534 名
企業・学校等	7,416 名	8,195 名	7,498 名	8,031 名
合 計	8,003 名	8,788 名	8,150 名	8,705 名

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
那覇市献血協力会	126 名	130 名	94 名	92 名
那覇市職員等	503 名	436 名	382 名	422 名
企業・学校等	7,916 名	7,342 名	6,959 名	6,561 名
合 計	8,545 名	7,908 名	7,435 名	7,075 名

Ⅱ 令和2年度事業実績

【健康増進課】

Ⅱ 令和2年度事業実績

【健康増進課】

1 健康づくり関係事業

(1) 健康づくり事業

市民の健康づくり 10 年計画である「健康なは 21」の推進を平成 17 年度から平成 26 年度まで実施。「市民が自己実現に向けて、いきいきと暮らすまち」を目指して、新たに重点プランやライフステージごとの取り組みを設定した。平成 25 年には、国の新たな計画である健康日本 21（第 2 次）が示された。これを受け、本市でも前計画を引き継ぎ、「市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康長寿を実現する。～家庭・職場・地域もあなたの健康応援団～」を基本理念に、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、家庭や学校、地域、職場、関係機関・団体等と行政が連携し、社会全体で力を合わせて市民の健康づくりを総合的に推進する「健康なは 21（第 2 次）」を平成 27 年度に策定。そこで、健康づくりを効果的に実践するために「健康づくり市民会議」が中心となり、市民の主体的な健康づくりの推進に取り組んでいる。令和元年度には、中間見直しを行い、働き盛り世代の健康課題が多いことが明らかになったため、令和 4 年度までの計画期間においては、働き盛り世代の健康づくりを重点的に取り組むこととなった。

ア 「健康なは 21（第 2 次）」推進等に関わる保健所運営協議会、「健康なは 21」推進幹事会、「健康なは 21」推進本部は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

イ 「なは健康フェア」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

ウ 歯科保健推進事業

(ア) 目的

生涯を通じた歯科保健推進のために、課題に向けた取り組みや、歯科保健推進及び食べる機能の維持・向上に関する講演会等を実施する。

(イ) 実施内容

a かみかみ講演会

妊産婦や乳児をもつ保護者等を対象に、歯科医師による授乳期から離乳食開始までの「乳児期の食べる機能の発達について」の講演を通して、乳幼児の発育に応じた食事形態を進めていくことを学び、乳幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

令和 2 年度実績：実施回数 2 回、受講人数 25 人

b むし歯予防講演会

乳幼児をもつ保護者等を対象に、歯科医師による「むし歯予防について」の講演を行い、乳幼児の歯の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

令和 2 年度実績：実施回数 1 回、受講人数 14 人

c 歯科相談：7 件

エ 食の環境づくり事業

外食等の利用機会の多い市民が、自然と健康になれる食事を選択する環境づくりを目指し、食を通じた健康づくりに取り組む飲食店等を「那覇市食の健康づくり応援団」として登録を行う。

特に働き盛り世代へ向けた周知・啓発を行い、食環境を整えることで食生活の改善を図る。

＜令和２年度 実績＞

(ア) 食の環境づくり事業検討委員会 ２回

(イ) 広報・周知

那覇市タイムラインで店舗紹介 週３回（９月～１１月）

当市ホームページによる関連ページの閲覧数 １,８５９回

お昼時間に配達可能な店舗を庁内掲示板に掲載し、市職員へ店舗利用を周知（１～３月）

(ウ) 食の健康づくり応援団登録店舗数

計 ４６店舗（令和２年度末現在）

オ 地域保健ボランティア活動

食生活改善推進員養成・育成事業

食生活改善推進員とは、「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、地域において幼児から高齢者まで、市民の健康づくり支援を担うボランティア。

令和２年度末現在：５５人

a 健康料理教室

参加者へ食事を作る楽しみや大切さを伝えるとともに、野菜たっぷり、油控えめ、時短レシピの普及を行う。

b エプロンシアター

エプロンシアターを通して、食事をバランスよく食べることや、朝ごはんを食べることの大切さを乳児や高齢者にわかりやすく伝える。

c 食生活展

市役所や本市保健所のロビーにおいて、健康的な食生活についての意識を高めるために、フードモデル展示や野菜の１日あたりの必要量の実測、チラシを用いて食に関する情報提供を実施する。

＜令和２年度活動実績＞

定例会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５回（再掲）定例会と養成講座同時開催 ４回

健康料理教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １回 参加人数・・・・・・・・・・・・ １４人

エプロンシアター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５回 参加人数・・・・・・・・・・・・ ９７人

食生活展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６回 参加人数・・・・・・・・・・・・ １２２人

生活習慣病予防のためのスキルアップ事業・・ １回 参加人数・・・・・・・・・・・・ ２０人

いきいき健康ヘルスアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １回 参加人数・・・・・・・・・・・・ １３人

食育活動事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２回 参加人数・・・・・・・・・・・・ ２７人

カ ２０～３０代糖尿病予防健診・保健指導事業

(ア) 目的

２０～３０歳代は、健診の機会が少なく、特定健診の年齢（４０歳以上）に至る前に病気が進行して重症化してしまうことがある。国民健康保険加入者以外の３９歳以下の市民にも、健診を実施し、早期に自分のからだの状態を把握し、生活改善に取り組むことで、糖尿病をはじめとした生活習

慣病予防、医療費適正化等に資することを目的に本事業を実施する。

(イ) 事業内容

- ① 対 象 者：20～39 歳で、地域や職場などで健診の機会のない人（国民健康保険加入者は、別途健康診査があるため除く。）
- ② 健診内容：身長、体重、腹囲、血圧、血液検査（HbA1c、血糖、TG、T-C、HDL、GOT、GPT、 γ -GPT）尿検査（尿蛋白）。
健診結果の説明と保健指導（受診者全員に保健師・栄養士が実施）
- ③ 健 診 日：火曜日 9 時～12 時（予約制）、1 回 5 人程度
- ④ 実施場所：本市保健所 1 階
- ⑤ 健診料金：無料（年度内一人 1 回）
- ⑥ スタッフ体制：医師、臨床検査技師、保健師、栄養士

<令和 2 年度 実績>

実施回数：16 回（火曜日）※4 月～9 月上旬まで新型コロナの影響で休止
性・年代別受診者数：72 名

	男	女	計	年代比
20 代	4 人	9 人	13 人	18%
30 代	12 人	47 人	59 人	82%
計	16 人	56 人	72 人	100%
男女比	22%	78%	100%	—

(ウ) 健診結果

【結果判定】

健診結果	異常なし		要保健指導		受診勧奨判定			計	
性別	人数	割合	人数	割合	人数	割合	紹介状 発行	人数	割合
男性	1	1%	14	19%	1	1%	0	16	22%
女性	23	32%	32	44%	1	1%	0	56	78%
計	24	33%	46	64%	2	3%	0	72	100%

※うち1名は重複受診者

※判定基準は、「標準的な特定健診・保健指導プログラム」（厚生労働省）に準じる。

【有所見者の内訳・項目】

性別	人数・割合	肥満 (BMI)	肥満 (腹囲)	やせ	高血糖	高血圧	高LDL	高 中性脂肪	高総コレ	低総コレ	低HDL	肝機能 異常	尿たんぱ く異常	母数
男	人数	7	9	1	4	3	3	6	5	0	0	4	5	16
	割合	43.8%	56.3%	6.3%	25.0%	18.8%	18.8%	37.5%	31.3%	0.0%	0.0%	25.0%	31.3%	100.0%
女	人数	8	7	8	11	3	7	2	13	2	3	2	7	56
	割合	14.3%	12.5%	14.3%	19.6%	5.4%	12.5%	3.6%	23.2%	3.6%	5.4%	3.6%	12.5%	100.0%

※うち1名は重複受診者

キ 地域職域協働による働き盛り世代の健康づくり応援事業

(ア) 目的

本市の健康課題として、壮中年期の内臓肥満の予防、喫煙と多量飲酒とその習慣化の予防、うつ病予防（自殺予防）等、メンタルヘルスの取組が重要課題となっている。

本市は従業員数 50 人未満の小規模事業所が 9 割以上を占めているが、その健康状態の実態は把握されていない現状にある。生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するために、関係機関が連携して、地域及び職域での健康課題についての情報を共有し、職場が自らの健康課題に気づき、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援していく。（地域・職域連携推進事業実施要綱（厚生労働省健康局通知）に基づき実施。）

(イ) 実施内容

a 連携協議の場の設置

「地域・職域連携推進会議」を開催。関係者間での連携協議を行う。（1 回）

b 職場の健康づくり情報の周知・啓発事業

職場内に掲示できる健康づくり啓発チラシ・ポスターの配布。

c 小規模事業所への訪問活動

従業員数が 50 人未満の小規模事業所を個別訪問し、職場の実態把握や職場でできる健康づくり等の情報提供、必要時、関係機関への紹介等を行う。

訪問先の選定方法：これまでに職場で健康づくり活動を実践した事業所等

訪問実績数：6 か所

結 果：過去に職場での健康づくり活動に取り組んだ事業所の約 9 割が事業終了後も職場での健康づくりの取り組みを継続しており、職場内での健康づくり活動に対する交付金を活用し、支援することで職場内で健康づくりを始めるきっかけとして有効であることがわかった。

d 「頑張る職場の健康チャレンジ」実践事業所支援

(a) 目的

那覇市の中小事業所（5 人以上 99 人未満）を対象に主体的な健康づくりが職場内で取り組めるよう、職場の健康づくりの機運づくりや環境づくりなどの支援を行う。

(b) 事業内容

① 職場の健康づくりの情報更新

② 公募して選定した事業所に対して、補助事業への補助金交付及び支援

補助金：10 万円交付・・・0 事業所 ※募集をしたが、応募がなかった。

5 万円交付・・・1 事業所

※10 万円コース：従業員 20 名以上かつ 7 割以上が参加。

※5 万円コース：従業員の 10 名以上かつ 6 割以上が参加。ただし、従業員が 10 人未満の事業所については、従業員全員で参加。

ク 受動喫煙対策促進事業

(7) 目的

平成 30 年 7 月 25 日に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、受動喫煙対策が強化された。経過措置を取りつつも今後段階的に、施設の類型に応じて、敷地内禁煙、原則屋内禁煙といった措置を講ずることが義務となり、各施設・場所においてこれに沿った対応が必要となってくる。

また、本事業は本市健康増進計画「健康なは 21 (第 2 次)」の受動喫煙防止にも関連するため、市民の命と健康を守るために受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発等を行い、望まない受動喫煙が生じない社会環境の整備の推進を図ることを目的に実施する。

(イ) 事業概要

- a 普及啓発・周知に関する業務
- b 相談に関する業務
- c 施設の類型に応じた支援に関する業務
- d 情報収集に関する業務

(ウ) 事業結果

- a 普及啓発・周知に関する業務
 - ・食品衛生講習会参加者への説明
 - ・アーケード内店舗への説明
 - ・チラシの作成：10,000 枚
 - ・ホームページによる周知
- b 相談に関する業務
 - ・喫煙可能室設置施設届出書の受理：728 件
 - ・市民、管理権原者等からの相談対応：52 件
- c 施設の類型に応じた支援に関する業務
 - ・第二種施設における「喫煙専用室」、「喫煙可能室」等の相談、現場確認
- d 情報収集に関する業務
 - ・厚生労働省から情報の収集
 - ・沖縄県健康長寿課、県保健所との意見交換

ケ 学齢期におけるフッ化物洗口等モデル事業

(ア) 目的

効果的なむし歯予防法は「歯磨き」、「甘味料の制限」、「フッ化物の応用」である。その中のフッ化物洗口はむし歯予防の効果が期待され、特に学校等の集団で継続して実施することで効果が上がることは先進自治体で実証されている。また、貧困の影響によるむし歯の発生防止に多いに期待でき、さらに、口腔の健康管理を行うことが身体全体の健康づくりへと波及効果を生み、健康づくりへの意識向上に繋がる。本事業は、学齢期の歯と口腔の健康づくりを推進し、むし歯や歯肉炎予防を図ることを目的とする。

(イ) 事業概要

① フッ化物洗口事業

- ・学校教育課と連携を図り、市内小中学校を訪問し、校長等と面談し、新規にフッ化物洗口実施に向けて調整を図る。
- ・フッ化物洗口実施の希望があった場合は、実施に向けて準備を行う。
- ・新規のフッ化物洗口実施校については、フッ化物洗口当日に学校を訪問し、洗口実施の支援を行う。

② 歯みがき教室等の支援

- ・市内小・中学校等から「歯みがき教室」開催の協力依頼があった場合は、養護教諭や学校歯科医と連携を図り、「歯みがき教室」開催の支援・協力を行なう。

(ウ) 事業結果

① フッ化物洗口事業

- ・フッ化物洗口実施小学校 1 校については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からフ

ッ化物洗口は中断となった。

- ・フッ化物洗口実施校の拡充のための説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

2 健康増進事業

生活習慣病の予防とがんの早期発見、早期治療を図るとともに、市民の老後における健康の保持と適正な医療の確保が求められている。本市では平成20年4月1日より健康増進法が施行されたことに伴い、職場等で受診機会のない市民を対象に、20歳以上・偶数年齢の女性に子宮頸がん検診、40歳以上・偶数年齢の女性に乳がん検診、30・36歳の女性に乳がんエコー検診、40歳以上の男女に胃がん検診・大腸がん検診・肺がん結核検診を実施している。

また、40歳以上の生活保護受給者に対して特定健診と同じ検査項目である一般健康診査を実施している。

(1) 健康診査

健康診査は、がん、脳卒中、心臓病など生活習慣病を予防する対象の一環として、疾病の早期発見を図るために、これらの疾病の疑いのある者、又は危険因子を持つ者をスクリーニングするとともに、医療を要するものの発見だけでなく、健康診査の結果、必要な者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行うことによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るためのものである。

また、女性特有のがん検診の受診を促進するため、子宮頸がん検診対象者で20歳の方、乳がん検診対象者で40歳の方および30・36歳の方に検診料が無料となる「クーポン券」を送付している。さらに40歳以上60歳までの5歳ごとの年齢を対象とした肝炎ウイルス無料検診の個別勧奨事業も実施している。

- ・一般健康診査 40歳以上生活保護受給者(集団・個別健診)
- ・歯周病検診 40・50・60・70歳
- ・がん検診: 胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診 . . . 40歳以上の男女(集団・個別検診)
 - 子宮頸がん検診 20歳以上・偶数年齢の女性(集団・個別検診)
- ※無料クーポン券の対象者は、20歳の女性
- 乳がん検診 40歳以上・偶数年齢の女性(集団・個別検診)

※無料クーポン券対象者(マンモグラフィ40歳、エコー30・36歳)女性

- ・肝炎ウイルス検診 40歳以上。40・45・50・55・60歳は個別勧奨。

なお、平成29年度から、国の指針に基づき、乳がん検診の対象を40歳以上の偶数年齢としたため、30歳・36歳の方には「乳がん無料エコー検査受診券」を、また32歳・34歳・38歳の方には「自己触診および乳がん啓発ハガキ」を送付している。

① 一般健康診査

令和2年度(単位:人)

年齢別	受診者数	保健指導区別実人員			
		保健指導 非対象者	服薬中のため 保健指導対象 から除外した もの	保健指導対象者	
				動機付支援	積極的支援
40～44 歳	18	9	7	1	1
45～49 歳	27	12	9	2	4
50～54 歳	52	25	20	2	5
55～59 歳	47	23	9	2	13
60～64 歳	59	22	29	1	7
65～69 歳	73	29	36	8	0
70 歳以上	221	110	89	22	0
計	497	230	199	38	30

② 歯周病検診

令和元年度(単位:人)

	受 診 者 数	異 常 な し	要 指 導	要 精 査
40 歳	24	5	13	6
50 歳	18	2	9	7
60 歳	16	3	5	8
70 歳	23	2	9	12
計	81	12	36	33

③ 各種がん検診

令和2年度(単位:人)

胃がん検診	受 診 者	要精密検査
40～44 歳	521	42
45～49 歳	558	23
50～54 歳	661	40
55～59 歳	640	33
60～64 歳	921	50
65～69 歳	1,353	88
70～74 歳	1,493	85
75 歳以上	1,982	144
計	8,129	505

大腸がん検診	受 診 者	要精密検査
40～44 歳	804	50
45～49 歳	898	51
50～54 歳	1,019	57
55～59 歳	1,049	69
60～64 歳	1,491	87
65～69 歳	2,511	185
70～74 歳	2,824	207
75 歳以上	3,733	346
計	14,329	1,052

肺がん結核検診	受 診 者	要精密検査
40～44 歳	697	10
45～49 歳	772	14
50～54 歳	910	18
55～59 歳	949	37
60～64 歳	1, 324	45
65～69 歳	2, 246	88
70～74 歳	2, 610	140
75 歳以上	3, 686	253
計	13, 194	605

肝炎ウイルス検診	受 診 者	受診勧奨
40～44 歳	297	2
45～49 歳	252	1
50～54 歳	284	1
55～59 歳	312	0
60～64 歳	222	3
65 歳以上	26	2
計	1, 451	9

乳がん検診	受 診 者	要精密検査
30 歳	255	15
36 歳	329	10
40～44 歳	775	65
45～49 歳	307	20
50～54 歳	509	35
55～59 歳	296	21
60～64 歳	561	27
65～69 歳	567	32
70～74 歳	639	35
75 歳以上	628	28
計	4, 866	288

子宮頸がん検診	受 診 者	要精密検査
20～24 歳	363	13
25～29 歳	295	18
30～34 歳	613	40
35～39 歳	513	21
40～44 歳	607	20
45～49 歳	361	11
50～54 歳	613	13
55～59 歳	343	2
60～64 歳	649	9
65～69 歳	629	6
70～74 歳	751	7
75 歳以上	645	9
計	6, 382	169

各種がん検診(精密検査の状況)

令和元年度(単位:人)

胃がん検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44 歳	719	51	7	0	0	22
45～49 歳	798	46	4	0	0	18
50～54 歳	871	37	5	0	0	15
55～59 歳	892	50	8	0	0	20
60～64 歳	1, 204	80	8	0	0	45
65～69 歳	2, 152	152	20	2	0	81
70～74 歳	1, 932	137	21	1	0	75
75 歳以上	3, 066	234	27	4	1	130
計	11, 634	787	100	7	1	406

大腸がん検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44 歳	1,042	68	29	0	1	22
45～49 歳	1,098	58	14	0	0	22
50～54 歳	1,265	83	23	0	0	22
55～59 歳	1,297	82	18	0	0	25
60～64 歳	1,828	121	28	3	0	54
65～69 歳	3,444	254	55	7	1	117
70～74 歳	3,108	243	59	8	1	118
75 歳以上	4,925	531	69	18	2	237
計	18,007	1,440	295	36	5	617

肺がん結核検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44 歳	952	18	4	0	0	8
45～49 歳	1,046	13	5	0	0	4
50～54 歳	1,189	24	12	0	1	5
55～59 歳	1,212	45	9	1	1	15
60～64 歳	1,693	72	27	0	1	25
65～69 歳	3,159	155	56	0	3	47
70～74 歳	2,979	172	47	4	4	66
75 歳以上	4,973	380	107	1	7	144
計	17,203	879	267	6	17	314

乳がん検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
30 歳	321	19	4	0	1	6
36 歳	409	24	3	0	0	14
40～44 歳	978	95	28	0	0	52
45～49 歳	392	43	10	0	1	23
50～54 歳	658	54	14	4	1	21
55～59 歳	393	30	14	0	0	11
60～64 歳	794	59	25	3	1	14
65～69 歳	839	69	21	4	4	22
70～74 歳	906	74	28	7	1	23
75 歳以上	930	49	13	1	1	19
計	6,620	516	160	19	10	205

子宮頸がん検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
20～24 歳	346	23	3	0	6	8
25～29 歳	258	15	3	0	2	6
30～34 歳	713	54	16	0	6	20
35～39 歳	612	37	9	0	4	19
40～44 歳	739	27	3	1	2	12
45～49 歳	474	26	10	1	2	4
50～54 歳	737	27	9	1	2	7
55～59 歳	464	6	2	0	1	1
60～64 歳	861	12	5	0	0	6
65～69 歳	871	11	2	1	1	3
70～74 歳	985	13	3	0	1	7
75 歳以上	893	17	3	0	0	2
計	7, 953	258	68	4	27	95

(2) 健康教育

健康増進法第 17 条の第 1 項に基づき、集団健康教育を実施している。令和 2 年度の実績については、以下のとおりである。

集団健康教育

(令和 2 年度)

教室及び講演会	実施回数	受講者数	内 容
地 域 健 康 教 室	13 回	176 人	保健師等が地域に出向き、生活習慣病予防や健康づくりに関する講話を行う。

(3) 健康相談及び栄養相談

保健師、栄養士が那覇市民（40～64 歳）を対象とし、健康に関する個別相談に応じ正しい知識や生活習慣病予防など必要な指導、助言を行っている。

相談状況（令和 2 年度）

	人員(延)
電話・来所相談	43 人
栄養相談（妊婦・幼児除く）	16 人
合 計	59 人

(4) 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して健康問題を総合的に把握し、必要な指導を行ない、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。

担当者:保健師（地域保健課）、栄養士（健康増進課）等 （※対象 40～64 歳）

訪問指導実施状況（令和 2 年度）

実人員	延人員
2	2

3 予防接種

医学、医療技術が特段に進歩した今日でも、全ての病原体に有効な薬はなく、ひとたび流行すると死に至ったり、命は取り留めたとしても後遺症で悩まされる感染症も多く存在するため、ワクチンで防げる病気はワクチンで予防するという考えは依然として重要である。

平成 25 年度における成人を中心に国内で大流行した風しん患者の大半は、ワクチンを全く接種していない者や接種回数が不足している者だと言われている。

麻疹（はしか）と風しんの両方とも防ぐことができるMRワクチンの重要性について「はしか0プロジェクト」とも連携して広く市民へ周知を行い、より多くの対象の子どもへ接種の機会を与えることが麻疹・風しん対策の重要課題といえる。

感染症のまん延防止と感染予防のため、予防接種法に基づき以下のとおり予防接種を実施し、対象者には個別に通知を送っている。また、接種の機会をより多く確保し、被接種者の利便性を図ることで接種率を向上させるため、個別に医療機関において予防接種が受けられるようにしている。

予防接種に関する法律も度々改正され、平成 25 年度まで任意接種だった水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン接種が平成 26 年 10 月から定期接種化され、平成 28 年 10 月にはB型肝炎ワクチン、令和 2 年 10 月にはロタウイルスワクチンが定期接種化されるなど年々複雑多様化している。平成 31 年 4 月からは予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなかった世代（昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性）に対し、令和 4 年 3 月末までの 3 年間に限り、風しんの抗体検査・予防接種を公費で受けられるようにし、この世代の抗体保有率を 90%以上にすることを目指し実施している。

新型コロナウイルスワクチン接種は、令和 3 年 2 月 17 日から新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことに位置づけられ、各医療機関で実施した。

予 防 接 種 の 受 け 方 及 び 実 施 状 況

(令和 2 年度)

種 類	予防接種を受ける年齢	時期と料金	予防接種を受ける回数	対象者数(人)	接種者人数(人)	実施率(%)
IPV (不活化ポリオ) * 1	3 ヶ月～7 歳半未満	通 年 無 料	1 期初回: 3 回 1 期追加: 1 回	—	延 6	—
4 種混合 (DPT-IPV)	3 ヶ月～7 歳半未満	通 年 無 料	1 期初回: 3 回 1 期追加: 1 回	延 10,973	延 10,673	97.27
D (ジフテリア) T (破傷風)	11 歳～13 歳未満	通 年 無 料	1 回	3,282	2,648	80.68
MR1 期 (麻疹・風しん)	1 歳～2 歳未満	通 年 無 料	1 回	2,741	2,711	98.91
MR2 期 (麻疹・風しん)	小学校就学前の 1 年間	通 年 無 料	1 回	3,083	2,937	95.26
日本脳炎 * 2	(1 期) 6 ヶ月～7 歳半未満	通 年 無 料	1 期初回: 2 回 1 期追加: 1 回	—	延 13,561	—

	(2期) 9歳～13歳未満		2期：1回			
結核 (BCG)	1歳未満	通年 無料	1回	2,774	2,480	89.40
ヒブ	2ヵ月～5歳 未満	通年 無料	原則として 1歳未満：3回 3回目終了後7ヵ 月以上あけて：1 回	2,734	2,633	96.31
小児用 肺炎球菌	2ヵ月～5歳 未満	通年 無料	原則として 1歳未満：3回 1歳以降：1回	2,734	2,628	96.12
ヒトパピロー マウイルス(子 宮頸がん)	12歳になる年度 初日～ 16歳になる年度 末の女子	通年 無料	3回	8,099	32	0.40
水痘	1歳～3歳未満	通年 無料	2回	4,776	4,166	87.23
B型肝炎	1歳未満	通年 無料	3回	2,734	2,625	96.01
ロタウイルス *3	2か月から32 週まで	無料	2回～3回	1,565	998	63.77
高齢者肺炎球 菌ワクチン	①65歳～100歳で 5の倍数の年齢 ②60歳～64歳の 障害者1級に相当 する者	通年 1回4,000 円※生保受給 者等は無料	1回	11,727	2,878	24.54
高齢者インフ ルエンザ	①65歳以上 ②60～64歳の障 害者1級に相当す る者	10月～1月 1回 1,000円※生 保受給者等は 無料	1回	76,892	49,147	54.38
新型コロナ ウイルスワク チン	先行接種対象者 *4	令和2年度 無料	初回接種 1・2回目	16歳以 上人口 269,700 *5	1回目 2,881 2回目 352 *6	1回目 0.90 2回目 0.11 *6

- * 1 不活化ポリオワクチンは平成 24 年度の 9 月から導入。これまでの生ポリオワクチンとは接種回数が相違するため、接種者人数のみの報告とする。
- * 2 平成 17 年からの積極的接種勧奨の中断により対象年齢が大幅に拡大(特例対象者)しており、接種対象者多数のため接種者人数のみの報告とする。
- * 3 ロタウイルスワクチンは令和 2 年 10 月 1 月から定期接種化
- * 4 医療従事者等
- * 5 令和 3 年 1 月 1 日時点の 16 歳以上人口
- * 6 令和 3 年 3 月末時点の接種者人数(人)と実施率(%)

成人男性の風しん抗体検査・予防接種

令和 2 年度	抗体検査 (人)	予防接種 (人)
接種者数	2,844	542

4 栄養改善事業

(1) 給食施設等指導事業

健康増進法に基づき給食施設に対し、栄養管理及び衛生管理について巡回指導を行うとともに、給食施設管理者及び従事者の資質の向上を図るための研修会を実施する。また、食品表示法及び健康増進法に基づき、保健分野に係る栄養成分表示や虚偽誇大広告の禁止についての表示に対し助言、指導を行う。

令和 2 年度実績

給食施設指導実施数：174 施設

給食施設衛生研修会：78 施設

〈給食施設指導実施数〉

令和元年度	特定給食施設	その他の給食施設	計
給食施設指導延実施数	139	57	196

特定給食施設：特定かつ多数の者に対して継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設（健康増進法第 20 条第 1 項 健康増進法施行規則第 5 条）

〈栄養表示指導〉

令和 2 年度	件数	延べ件数
栄養成分表示	31	31
虚偽誇大表示	3	3
計	34	34

(2) 栄養士・管理栄養士免許進達事務

栄養士法に基づき栄養士、管理栄養士免許の交付申請に係る事務を行う。

(申請、名簿訂正・書換え、再交付合計件数)

令和 2 年度：栄養士免許 計 14 件、管理栄養士免許 計 22 件

(3) 健康・栄養調査 令和2年度 調査該当なし

国民健康・栄養調査（毎年実施、4年に1度拡大調査）

健康増進法に基づき、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進対策等に必要な基礎資料を得ることを目的に実施。

5 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年3月7日施行）に基づき、認定の申請及び救済給付の請求に係る相談・受付を行う。

令和2年度の実績

(1) 石綿健康被害相談

	令和2年度
件数（件）	1

(2) 「石綿による健康被害救済給付」申請手続き受付業務（指定疾病別）

	中皮腫	石綿による 肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚
令和2年度	0	0	0	0

Ⅱ 令和2年度事業実績

【地域保健課】

【 地域保健課 】

1 母子保健

(1) 母子保健の概要

地域保健課では、「すべての親と子がいいきと健やかな生活ができる」という「健やか親子なは2015」(母子保健計画)の基本理念に基づいて、妊婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育、親子健康手帳交付、母子保健地域活動事業等を実施している。(平成27年度からの10年計画を推進するため、附属機関である「母子保健推進協議会」や連携会議を行った。)

「健やか親子なは2015」は、次の4点を基本目標とし、基本目標ごとに具体的目標を掲げ、市民・関係機関・行政等の各取り組みを計画している。

基本目標1 安心、安全な妊娠・出産・育児ができる。

基本目標2 乳幼児から規則正しい生活習慣を身につけ、親も子も健やかに成長し、笑顔で生活できる。

基本目標3 地域に守られながら、こども自らこころとからだの健康を考え行動できる力がつく。

基本目標4 親が心にゆとりを持ち子育てできる。

(2) 母子医療給付

(1) 未熟児養育医療費事業

法的根拠：母子保健法第20条

目 的：身体の発育が未熟のまま出生した乳児（出生体重 2,000 g 以下、または生活能力が特に薄弱等）で医師が入院養育を必要と認めた者が給付対象。給付対象者の医療費の一部を公費負担することにより保護者の経済的負担の軽減を行う。医療費は、住民税額等に応じて一部自己負担があるが、自己負担金はこども医療費助成金の給付対象である。

令和2年度 新規給付決定件数（出生体重別）

出生時の体重	1,000 g 以下	1,001 g ～ 1,500 g	1,501 g ～ 2,000 g	2,001 g ～ 2,500 g	2,501 g 以上	合計
	11 名	18 名	40 名	6 名	3 名	78 名

令和2年度 出生時の在胎週数

新規給付						
決定実人員	20～23 週	24～27 週	28～31 週	32～35 週	36～39 週	40～44 週
名	5 名	7 名	19 名	38 名	9 名	0 名

(2) 自立支援医療（育成医療）事業

法的根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項に基づく
自立支援医療

目 的：身体に障害のある児童に対し、手術などの治療で比較的短期間にその障害の除去あるいは軽減が期待できる場合に、治療費を公費負担する制度である。指定医療機関において医療を現物給付し、「世帯」の所得に応じ一部自己負担がある。給付期間は概ね 3 ヶ月以内(90 日まで)とする。移送費や治療用装具等の支給もある。

対 象 者：18 歳未満の児童

【給付状況】

	令和 2 年度
申請件数	158 件
給付件数	148 件
扶助費総額	18, 531, 182

【障害別給付状況】

		令和2年度
視 覚 障 害		3
聴覚・平衡機能障害		6
音声・言語・そしゃく機能障害		45
肢 体 不 自 由		46
内臓 障害	心 臓	7
	腎 臓	0
	小 腸	0
	肝 臓	1
	その他	40
免 疫 機 能 障 害		0
計		148

(3) 小児慢性特定疾病医療費事業

法的根拠：児童福祉法第 19 条の 2

目 的：長期にわたり療養を要する児童等の健全な育成のため、国が指定した疾患について医療費の助成を行うことにより患者家族の経済的負担の軽減を図り、適切な医療を受けられるようにする。※医療費は、世帯の住民税額等に応じて、一部自己負担がある。

対 象：18 歳未満（継続の場合は 20 歳になる誕生日の前日まで）

【小児慢性特定疾病給付状況】

※各年度末時点の件数

分類名	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
悪性新生物	60	58	59	59	65
慢性腎疾患	57	54	45	44	49
慢性呼吸器疾患	42	43	40	36	42
慢性心疾患	105	109	114	125	145
内分泌疾患	188	192	189	183	205
膠原病	8	9	8	8	10
糖尿病	22	21	26	23	27
先天性代謝異常	21	14	10	10	14
血液疾患	11	11	12	11	12
免疫疾患	6	1	1	1	1
神経・筋疾患	40	46	49	52	58
慢性消化器疾患	15	19	19	20	25
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	5	7	5	6	9
皮膚疾患	0	1	2	1	1
骨系統疾患	－	－	4	4	4
脈管系疾患	－	－	1	1	1
合 計	580	585	584	584	668

(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

法的根拠：少子化社会対策基本法第 13 条、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

目 的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1 回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 者：法律上婚姻している夫婦で、次の要件すべてに該当する方

- ・当該申請に係る治療開始時点での妻の年齢が 43 歳未満であること
- ・特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に判断されたもの
- ・夫婦の双方又は一方が市内に居住していること（事実婚含む：令和 3 年 1 月以降）
- ・夫婦の前年の所得（1 月から 5 月までの申請については前々年の所得）の合計額の合計が 730 万円未満であること（原則廃止：令和 3 年 1 月以降）
- ・指定医療機関において、特定不妊治療を受けたこと

助成内容：医療保険の適応外である特定不妊治療費の一部を助成する。一夫婦に対し、1 回の治療につき、上限 15 万円（初回申請の場合は 30 万円・治療内容によっては、7 万 5 千円）（※ 1）を助成する。助成回数は、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が、40 歳未満のときは 43 歳になるまでに通算 6 回、40 歳以上 43 歳未満の時は 43 歳になるまでに通算 3 回までとする。特定不妊治療のうち精子を精巣または精巣上体から採取するた

めの手術（男性不妊治療）を行った場合は、上記の他、1回の治療につき15万円（初回申請の場合は30万円）（※2）まで助成する。（ただし、治療区分Cの治療を除く）

（※1）2回以降も上限30万円、治療内容によって10万円（令和3年1月以降）

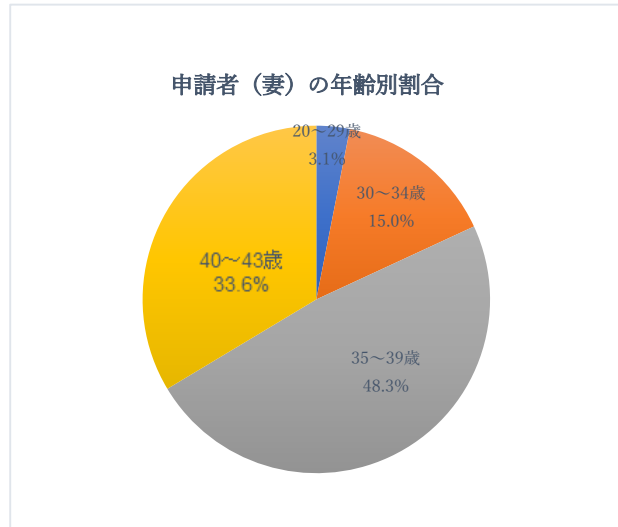
（※2）2回以降も上限30万円（令和3年1月以降）

特定不妊治療費助成状況

	申請件数	助成件数
令和2年度	381	381

申請者（妻）の年齢別申請件数

妻年齢	申請件数
20～29歳	12
30～34歳	57
35～39歳	184
40～43歳	128
計	381



（3）健康診査事業

（1）妊婦健康診査

法的根拠：母子保健法 第13条

目 的：妊婦に対し健康診査を行うことにより、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病及び心身障害児等の異常を早期に発見するとともに、その結果に基づき適切な治療や対策を講じ、妊婦の健康の保持及び増進を図る。また、妊婦の健康診査にかかる費用を公費負担し、経済的負担の軽減を図ることによって、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

対 象 者：那覇市に住所を有する妊婦

内 容：母子（親子）健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行う。本県以外で妊娠の届出をした妊婦が転入してきた場合は転入日における妊娠週数に応じ受診票を交付する。助成対象となる妊婦健康診査の回数は14回とする。

検査項目は、各回によって異なるが、問診及び診察・梅毒血清反応検査・血液検査・各種抗体検査・血圧測定・尿化学検査・子宮頸がん検査・超音波検査、HTLV-1抗体検査、クラミジア抗原検査となっており、市長が委託契約を締結した医療機関及び助産所で実施される。

また委託医療機関は妊婦健康診査の結果、何らかの異常が認められた場合は必要に応じ専門機関における受診勧奨を行う。

実施状況：受診延べ人員

令和2年度 33,056人

(2) 妊婦歯科健康診査

法的根拠：母子保健法 第13条

目 的：妊娠中は、ホルモンの影響やつわりによる生活習慣の変化等で、歯肉炎や歯周病が進行しやすい状況となる。歯周病が重症化すると早産や低出生体重児のリスクが高まるといわれているため、妊娠中に歯科健診を実施し、異常がある場合は早期に治療に繋げることで、安心安全な出産を支援する。

対 象 者：那覇市に住所を有する妊婦

内 容：母子（親子）健康手帳とあわせて妊婦歯科健康診査受診票を交付し、妊娠中1回の歯科健診費用の助成を行う。那覇市内の妊婦歯科健診を実施する歯科医院（令和2年度 102カ所）で健診を行う。

実施状況：受診延べ人員

令和2年度 770人

(3) 産婦健康診査

法的根拠：母子保健法 第13条

目 的：産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期に健康診査を行い、その結果に基づいて医療機関と連携し、産後の初期段階における母子支援の強化、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をおこなう。また、健診費用を公費負担することで、産婦の経済的負担の軽減を図る。

対 象 者：那覇市に住民票を有し、出産後8週間以内の産婦

内 容：母子（親子）健康手帳とあわせて産婦健康診査受診票を交付し、健診費用の助成を行う。健診実施の時期は、原則として出産後2週間前後と出産後1か月前後の2回とし、1回の受診につき5,000円を上限とする。

検査項目は、問診及び診察、体重測定、血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）、赤ちゃんへの気持ち質問票等となっており、市長が委託契約を締結した医療機関及び助産所にて実施される。

実施状況：受診延べ人員

令和2年度 4,950人

(4) 乳児一般健康診査

法的根拠：母子保健法 第13条

目 的：乳児期は生涯を通じて、発育の最も速やかな時期であり、発育・発達の異常の早期発見及び発達に関連する養育状況、家庭環境にも留意する必要がある大きい時期である。疾病及び異常を早期発見し、健全な発育・発達を促すために栄養（母乳・離乳含め）、育児、予防接種、生活に関すること等総合的な指導助言を行い、もって乳児の健康の保持増進を図る。

対 象：生後3～4ヶ月の児（前期）及び9～10ヶ月の児（後期）にそれぞれ1回実施している。

内 容：① 一般健康診査

身体計測、内科診察、発達観察

※従来は集団健診で行っていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、小児科医療機関に委託し個別健診として実施した。

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

(5) 1歳6ヶ月児健康診査

法的根拠：母子保健法 第12条

目的：1歳6ヶ月児は幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる時期である。運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅延等障害をもった小児を早期に発見し、適切な指導や療育の援助を行ない、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養、食生活及び育児に関する指導、助言を行い育児不安の解消、幼児の健康の保持増進を図る。

対象：1歳8ヶ月児

内容：① 一般健康診査

問診・身体計測・貧血検査・内科診察・発達観察・歯科診察・歯科相談(フッ素塗布含む)・保健相談・栄養相談・心理相談(子育て相談)

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

(6) 2歳児歯科健康診査

法的根拠：母子保健法 第13条

目的：2歳児は乳歯が生えそろい、行動範囲が広がり食生活の幅が広がる時期である。この時期に保健相談等も含めた総合的な歯科健康診査を行うことで、異常の早期発見と治療につなげると共に、幼児期における望ましい生活習慣の確立を促し、もって幼児の健康の保持増進を図る。

対象：2歳7～8ヶ月児

内容：歯科診察、歯科相談(歯みがき指導、希望者へフッ素塗布)、保健相談、栄養相談

実施状況：受診延べ人員

令和2年度 1,639人

(7) 3歳児健康診査

法的根拠：母子保健法 第12条

目的：幼児期において幼児の健康・発達の個人的差異が比較的明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼす3歳児に対して健康診査を行ない、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関すること等総合的な指導助言を行い、もって幼児の健康の保持増進を図る。

対象：3歳6～7ヶ月児

内 容：① 一般健康診査

問診・身体計測・尿検査(蛋白・糖)・内科診察・発達観察・歯科診察・歯科相談(フッ素塗布含む)・保健相談・栄養相談・心理相談(子育て相談)

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

乳幼児健康診査実施状況：令和2年度実績（令和3年3月末現在）

単位：人・%

	乳幼児健康診査			
	乳児前期健診	乳児後期健診	1歳6ヶ月児健診	3歳児健診
対象者数	2,811	2,830	2,531	2,779
受診数 [受診率]	2,327 [82.8]	2,226 [78.7]	2,191 [86.6]	2,274 [81.8]
異常なし [率]	1,846 [79.3]	1,743 [78.3]	1,518 [69.3]	1,749 [76.9]
要相談	58	150	376	94
要経過観察	93	116	116	58
現在観察中	48	70	52	89
現在治療中	48	36	8	44
要治療	58	19	4	2
要精密検査	176	92	117	238

（４）母子保健相談指導事業

（１）電話や来所による相談

法的根拠：母子保健法第9条(知識の普及)、第10条(保健指導)

目 的：母性又は乳幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

対 象 者：那覇市に住所を有する妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等、またその家族

内 容：子どもの発育や発達、母子保健に関する相談に、電話や来所などで対応し、必要時関係機関の紹介などを行う。

実施状況：令和2年度 相談実績 延べ9,265件

（２）のびのび相談(発達相談)

法的根拠：母子保健法第9条・第10条、発達障害者支援法第5条・第6条

目 的：乳幼児健診等から、精神発達において経過をみる必要のある児や、発達に関して不安や悩みを持つ保護者に対して、個別の相談(発達検査を含む)を行うことで、精神発達における有所見の早期発見に努め、早期療育へつなげるとともに、保護者の不安や悩みに対する支援を行い、もって母子保健の向上を図る。

対 象 者：未就学児とその保護者

- ① 言葉の遅れ等、精神発達において経過をみる必要がある児と保護者
- ② 児の精神発達に対して不安を持つ保護者
- ③ 育児不安や育てにくさ等悩みを持つ保護者

内 容：乳幼児健診等において、精神発達面で継続的な相談を必要とする児、児の精神発達や子育てに不安を持つ保護者等を対象に、個別の相談を行う。

実施状況：令和2年度実績

- ・実施24回
- ・相談実施実人員：24人 延べ人員：24人
- ・相談理由(重複あり)：言葉の理解や有意語について17件、行動面(かんしゃく、落ち着き、切り替え等)に関する7件
- ・相談後の処遇：すくすく教室2件、保健師フォロー5件、こども発達支援センターへ17件

(3) すくすく教室(親子教室)

法的根拠：母子保健法第9条・10条、発達障害者支援法第5条・第6条

目 的：乳幼児の発達や育児についての不安を保護者と共有し、その不安軽減を図ることと、設定保育や自由遊びを通して子供の様子を保護者と観察・共有し、小集団での親子教室を実施する。必要時、医療機関、個別相談、こども発達支援センター等を紹介し、発達障害等の早期発見や早期療育の一助とし、よりよい親子関係が保たれるように支援することで更なる母子保健の向上を図る。

対 象 者：年齢 おおむね2歳児

(保護者の受容及び信頼関係の構築により2歳前でも可能。また特例として、3歳前半も考慮する。)

- ① 1歳6ヶ月児健康診査の受診者で、言語発達、情緒発達、生活習慣の自立や社会性の発達が気になる子どもと保護者
- ② 1歳6ヶ月児健康診査の受診者で、保護者の関りかたの不十分さ、育児のしづらさや親子関係の弱さも子どもの発達の遅れに関与していると思われる子どもと保護者
- ③ 電話相談、来所相談等(自発、関係機関含む)から必要と思われる子どもと保護者

内 容：設定保育や自由遊びを通して子供の様子を保護者と観察・共有し、小集団相談指導を行う。

実施状況：令和2年度実績：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(4) 母子(親子)健康手帳交付

法的根拠：母子保健法第15条(妊娠の届出)、第16条(母子健康手帳)に基づき実施

目 的：妊婦に対し母子(親子)健康手帳交付、全員保健指導を行うことにより、妊婦自身が自ら考え健康管理が行え、妊婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、妊娠・出産・育児期を通して親子が心身ともに健やかに過ごすことができることを目的とする。

実 績：①令和2年度 交付数：2,780件(多胎、再交付を含まず)

令和2年度 妊娠届出をした者の週数別交付状況

	妊娠届け出による交付							再掲	別掲
	合計	満 11 週 以内	満 12～ 19 週	満 20 週 ～27 週	満 28 週 ～ 分 娩 まで	分娩後	不詳	外 国 人 へ の 交 付	双 胎 以 上 へ の 交 付
人数	2,780	2,537	183	21	8	4	27	75	34
割合	100%	91.3%	6.6%	0.8%	0.3%	0.1%	1%	2.7%	1.2%

(5) 離乳食教室

妊婦や乳児をもつ保護者等を対象に、乳汁栄養から離乳食へ適切な開始時期や進め方、形態、摂食行動について栄養士による講話等を行い、児の生涯にわたる好ましい食生活の基礎を形成させていくこと目的とする。

令和2年度実績

新型コロナウイルス感染拡大防止のため全教室を中止。

講話内容のスライドを市ホームページへ掲載し市民への周知を行った。

(6) 妊産婦栄養相談

妊娠中及び授乳期の食生活や離乳食の悩み等、保護者の不安軽減を図ることを目的に、栄養士が子育て支援センター等の施設に出向いて、個別相談を行う。

令和2年度実績

来所相談 17 人 電話相談 157 人 子育て支援センター等 82 人 計 256 人

(7) 助産師等による妊産婦・新生児等の訪問指導等

妊産婦及び生後3ヶ月未満の乳児を対象に、嘱託助産師が母子の健康の保持及び増進を図ることを目的に訪問指導等を行っている。

令和2年度実績

訪問世帯数	妊産婦訪問件数(延)	新生児・乳児訪問件数(延)
854	854 (857)	856 (857)

(8) 訪問指導

法的根拠：母子保健法第10条(保健指導)、第11条(新生児の訪問指導)、第17条(妊産婦の訪問指導等)

目 的：妊産婦若しくはその配偶者及び乳幼児の保護者に対して、保健師が妊娠・出産又は育児に関して相談に応じ、必要な保健指導や助言を行い、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。

対 象 者：那覇市に住所を有する妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等、またその家族

実施状況：令和2年度実績

年度	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		合計	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
令和2年度	77	137	224	382	27	35	21	23	103	146	86	102	52	89	590	914

※その他内訳：学童、障がい児、障がいがある養育者など

(9) 未熟児交流会

法的根拠：母子保健法 18 条及び 19 条、那覇市母子保健相談訪問指導事業

目的：未熟児の育児は、医療上のリスクをはじめ長期の親子の分離により育児不安が大きい傾向があることから、同じ経験をもつ保護者同士が交流し、学習の機会を持つことにより、孤立した育児を防ぎ、育児不安の軽減並びに主体的に育児に取り組むことができるよう支援することを目的とし実施する。

対象：未熟児養育医療受給対象児とその保護者

内容：月齢に合わせた遊び方について実践指導（保育士）、ベビーマッサージについての講話及び実践指導（助産師）、参加者交流会を行っている。

実施状況：未熟児交流会参加状況

年度	回数	参加者数
令和2年度	0	0

※ 新型コロナウイルスの影響を受け未実施。

(10) 地域での健康教育

法的根拠：母子保健法第9条(知識の普及)、第10条(保健指導)、健やか親子なは推進事業

内容：乳幼児の発育・発達に関すること、子育てに関すること、思春期保健に関することなどを地域や学校と連携し健康教育を行っている。

実施状況：令和2年度実績

年度	思春期教育	子育てに関すること	その他	合計	対象者数(延)
令和2年度	25回	0	0	0 ※	1,607人

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団での健康教育は中止。

(11) 那覇市低体重児届出事務

法的根拠：母子保健法第18条

目的：低体重児は、生活環境や病気の予防等配慮を要するため、必要に応じて保健師等の支援につなげる必要がある。そのため、低体重児の把握後、地区保健師や助産師へスムーズにつなぐために必要な事項を定めることを目的とする。

対象：那覇市に住所を有する体重が2,500グラム未満で出生した乳児

内容：低体重児の届け出で把握後、地区保健師や助産師訪問で養育指導を実施している。

(那覇市の現状)

那覇市	出生数 (人)	2,500g 未満	2,500g 未満の割合	沖縄県 (2,500g 未満の割合)	全国 (2,500g 未満の割合)
令和元年	2,818	305	10.8%	11.2%	9.4%

沖縄県：衛生統計年報（人口動態編）より（最新情報）

(5) 母子保健地域活動事業(母子保健推進員活動)

目的：那覇市母子保健計画の基本理念である「親と子が地域の中でいきいきと健やかな生活ができる」の実現のために、各種母子保健事業の周知・啓発を通して地域の人々と共に母子保健の向上を図ることを目的とする。

内容：乳幼児、妊産婦のいる世帯へ家庭訪問等を行い、子育て中の親の相談相手となり予防接種・乳幼児健診の勧奨、育児サークル支援等、地域に密着した活動や取り組みを行う。また、保健師との連携で、小中学生を対象に思春期教室を開催し、生命の尊さや喫煙が胎児に及ぼす影響について伝えている。

令和2年度実績

- ・母子保健推進員数（令和3年3月末現在）22 人
- ・子育て応援訪問（乳幼児健診未受診者への訪問など）延件数0件
- ・地域子育て支援活動

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、緊急事態宣言や那覇市BCP発動に伴い活動の休止や活動の場の大幅な減少があった。

活動内容	回数	母子保健推進員延数	参加市民数
保健所事業でのボランティア	0 (26)	0 (50)	0 (267)
こども発達支援センターボランティア	1 (11)	2 (31)	18 (325)
子育て支援センター・児童館応援	0 (10)	0 (18)	0 (212)
思春期教室	0 (14)	0 (68)	0 (1,223)
親子ふれあいフェア・地域まつり等	0 (2)	0 (15)	0 (361)
手づくりおもちゃ作成等	0 (2)	0 (17)	—

(6) 発達支援強化事業

法的根拠：発達障害者支援法 第3条、第5条、第6条

目的：乳幼児健康診査及び健診事後事業等において、発達障害の疑いのある児や、子どもとの関わり方に不安をもつ保護者等の早期発見及び早期支援を行い、乳幼児期から就学までの発達支援体制の構築及び充実を図る。

事業対象：下記の乳幼児とその保護者

- ① 言語発達、情緒発達、生活習慣の自立や社会性の発達が気になる子どもと保護者
- ② 保護者の関わり方等が発達の遅れに関与していると思われる子どもと保護者
- ③ 育児のしづらさや子どもとの接し方に不安等を訴える保護者と子ども

実施状況：令和2年度実績（括弧内は令和元年度実績）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部縮小して実施

事業名	回数	相談・来所者数
すくすく教室	0 (24)	0 (192)
出前保育	11 (29)	151 (171)
育児教室	0 (13)	0 (116)
4～5 歳児発達相談	24 (28)	23 (35)

(7) 「健やか親子なは21」計画推進事業

法的根拠：「母子保健計画について」（平成 26 年 6 月 17 日雇児発 0617 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）・「那覇市母子保健推進協議会」那覇市附属機関の設置に関する条例。
平成 27 年度からの 10 年計画である母子保健計画「健やか親子なは 2015」を平成 26 年度に策定し、その基本理念に基づいて、母子保健事業を実施するとともに、関係課・関係機関及び市民自らの取り組みを周知広報し、一丸となった地域づくりに取り組んでいる。

令和 2 年度実績 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

那覇市母子保健推進協議会開催： 0 回

産婦人科連絡会議： 0 回

思春期連携会議： 0 回

(8) 生涯を通じた女性の健康支援事業

法的根拠：母子保健医療対策総合支援事業(平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

目的：女性は、妊娠・出産等固有の機能を有することから、様々な健康上の支障や心身の悩みを抱えている。このため、女性が自身のライフステージに合わせて、日常生活の中で、健康における自己管理ができるよう健康教育事業(学習会等)を通じて、思春期から更年期等の生涯に通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的に実施する。

対象：思春期から更年期にいたる女性

内容：女性ホルモンの働き、妊娠・出産や女性特有の病気について助産師による講話を実施。

実施状況：健康教育事業実施状況

年度	回数	参加者数
令和 2 年度	7	2, 289

(9) 健康づくり推進員養成育成事業

法的根拠：健康増進法第 3 条

目的：地域の健康づくりのリーダーとして、健康づくり推進員(以下推進員という)を養成・育成し、推進員が行政や関係機関と一体となり、市民(地域)ぐるみの健康づくり活動を主体的・継続的に行えるよう活動の支援を行う。

内容：① 毎月の理事会・定例会への企画・調整・実施・報告等に関わること。

② 個人活動・地区活動・全体活動による活動の支援。

③ 推進員の養成に関すること。

④ その他、推進員活動・健康づくり推進員協議会活動に関すること。

推進員数：30名（令和3年3月末現在）

実施状況：○理事会（毎月第1水曜日14時～16時）、定例会（毎月第3水曜日14時～16時）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため定例会1回開催。

○市民向け健康講座の企画実施

○イベント等への参加

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベント等中止。

○地域での個人活動・その他の活動

早朝ラジオ体操の実施
社協主催 ふれあいデイサービスへの参加

(10) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

法的根拠：児童福祉法第19条の22、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

目的：慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、対象児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整、その他の事業を行う。

内容：○相談支援事業・・・実人員45人（延べ231人）、訪問実施 実人数37人（延50人）

○小慢児童等自立支援員による支援事業・・・相談実人員4人（電話相談）

○療養生活支援事業・・・利用実人員 15人（延72人）、委託事業所 14か所

○関係機関との情報交換、連絡会議等・・・7回

(11) 子育て世代包括支援センター（母子保健型）運営事業

法的根拠：母子保健法第22条、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

目的：支援を要する妊産婦を早期に把握し、子育て支援部門との連携をこれまで以上に密に行いながらきめ細かい相談支援を行う。

内容：①母子（親子）健康手帳交付時の面接相談を通して妊娠・出産・子育てに関する情報提供・助言・保健指導を行う。また、状況に応じて支援プランを策定しながら子育て支援部門と連携して支援を行う。

②産後に家族等の支援が得られない育児不安が強い産婦を対象に産後ケア事業を実施し、産後うつ予防につなげる。

実施状況：妊娠届出時間診票を活用した相談・・・ 2,847人

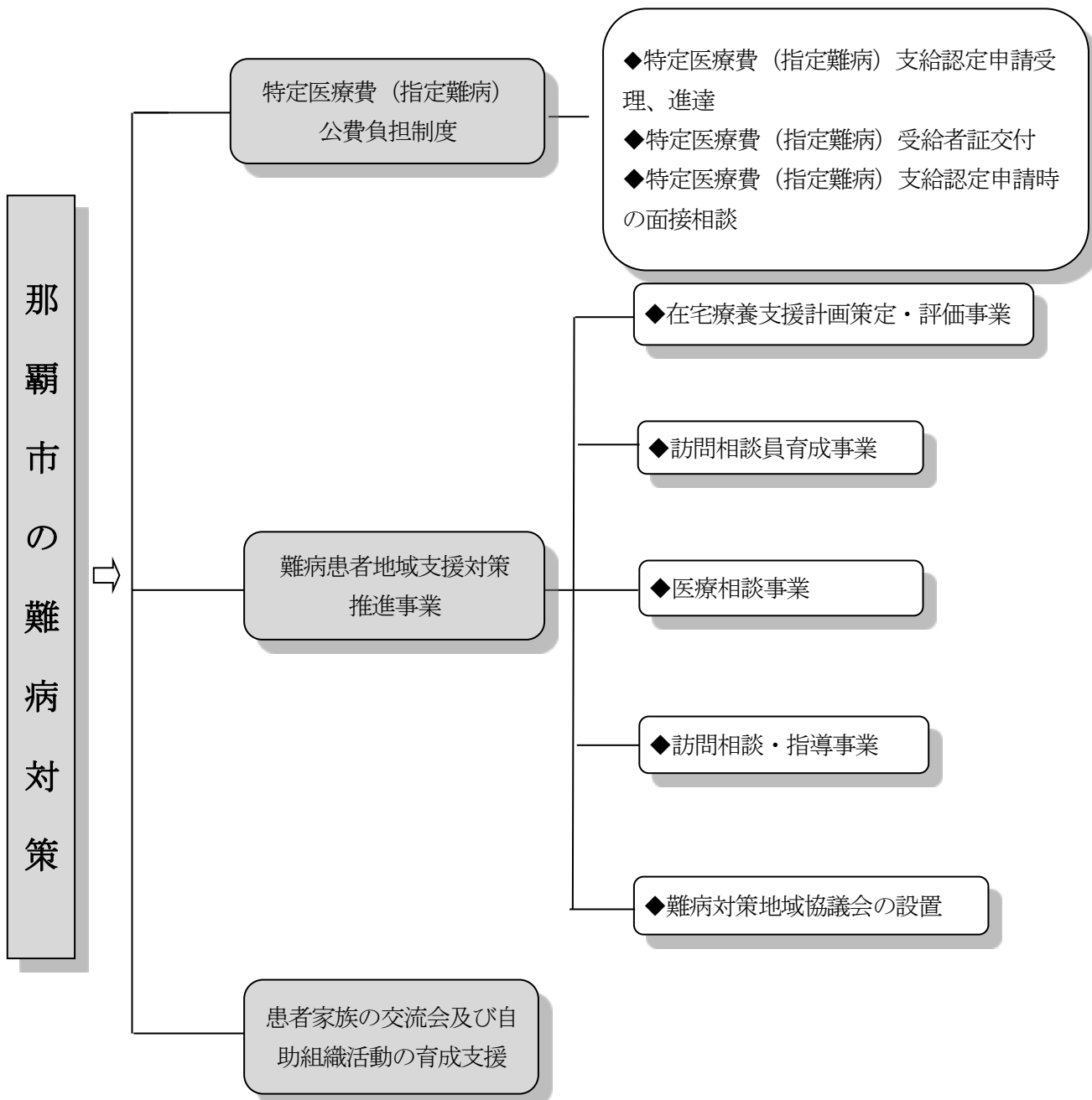
産後ケア事業・・・ 利用延人数 43人

2 難病対策

(1) 難病とは

- ・発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病
- ・長期にわたり療養を必要とする疾病

(根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第1条)



(2) 特定医療費(指定難病) 公費負担制度

① 事業の概要

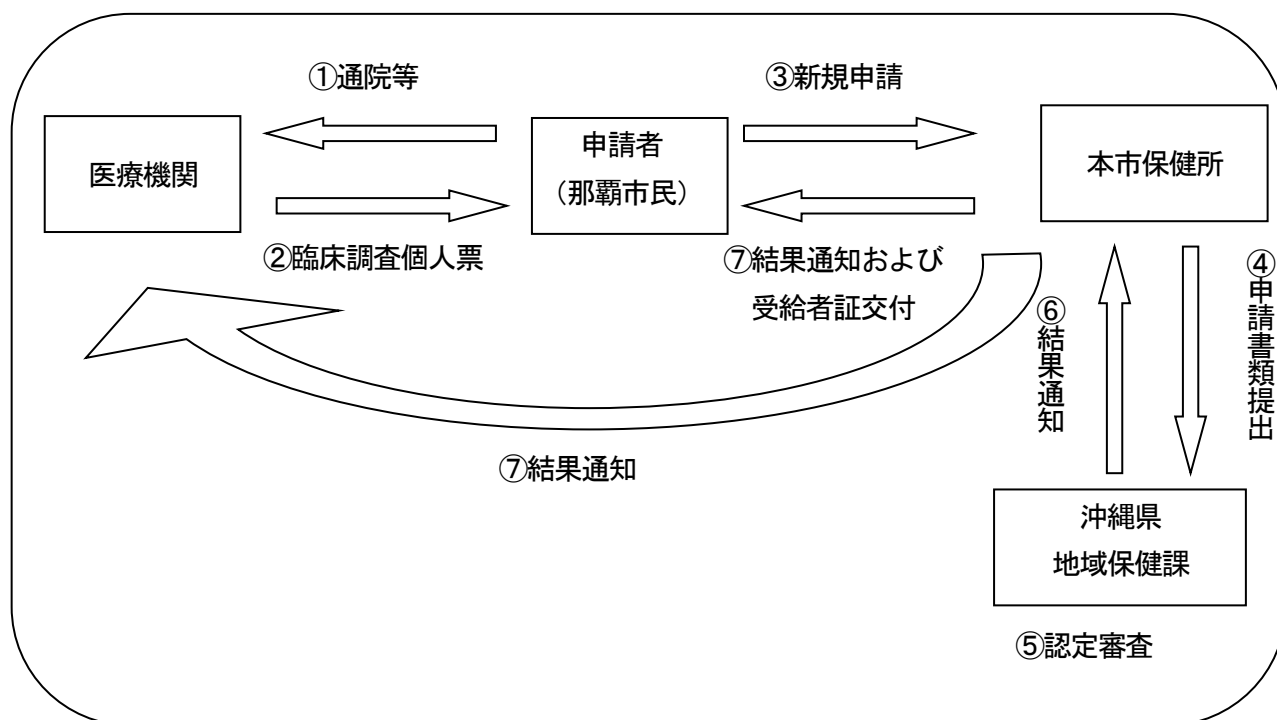
目的：原因が不明であって、治療法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が「指定難病」と定めた 333 疾病について、その治療にかかった費用(医療保険適用後の医療費の自己負担分)の一部を公費により負担する。

対象疾病：厚生労働省が「指定難病」と定めた 333 疾病(令和元年 6 月までは 331 疾病)

対象患者：那覇市に住所を有する者

医療費の自己負担：住民税額等に応じて、自己負担限度額が決定される。

特定医療費(指定難病) 医療費助成を受けるための手続き



② 受給者の状況

特定医療費(指定難病)受給者数は、令和 3 年 3 月 31 日現在で受給者実人数 2,256 人、延疾病件数は、2,286 件である。

※令和 2 年度 特定医療費(指定難病) 疾病別受給者数

No.	疾病名	男	女	総計
1	球脊髄性筋萎縮症	4		4
2	筋萎縮性側索硬化症	14	8	22
3	脊髄性筋萎縮症	4	4	8
5	進行性核上性麻痺	15	15	30
6	パーキンソン病	121	178	299
7	大脳皮質基底核変性症	3	7	10
8	ハンチントン病		2	2

10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	3	4
11	重症筋無力症	32	44	76
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	8	22	30
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6	3	9
17	多系統萎縮症	7	11	18
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	9	10	19
19	ライソゾーム病	2	4	6
20	副腎白質ジストロフィー	2		2
21	ミトコンドリア病		3	3
22	もやもや病	7	14	21
23	プリオン病	1	1	2
24	亜急性硬化性全脳炎	3	2	5
26	HTLV-1 関連脊髄症	6	14	20
28	全身性アミロイドーシス	3	4	7
33	シュワルツ・ヤンペル症候群		1	1
34	神経線維腫症		5	5
35	天疱瘡	3	2	5
37	膿疱性乾癬 (汎発型)	4		4
40	高安動脈炎	1	10	11
41	巨細胞性動脈炎	1	4	5
42	結節性多発動脈炎	3	1	4
43	顕微鏡的多発血管炎	8	15	23
44	多発血管炎性肉芽腫症	2	5	7
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	8	10
46	悪性関節リウマチ	4	8	12
47	バージャー病	5		5
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	3	6
49	全身性エリテマトーデス	33	204	237
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	20	49	69
51	全身性強皮症	7	43	50
52	混合性結合組織病	1	31	32
53	シェーグレン症候群	3	66	69
54	成人スチル病	3	6	9
55	再発性多発軟骨炎		1	1
56	ベーチェット病	6	12	18
57	特発性拡張型心筋症	28	12	40
58	肥大型心筋症	4	2	6
60	再生不良性貧血	6	10	16

61	自己免疫性溶血性貧血		2	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	2	4
63	特発性血小板減少性紫斑病	6	24	30
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1		1
65	原発性免疫不全症候群	4	6	10
66	IgA 腎症	26	17	43
67	多発性嚢胞腎	10	7	17
68	黄色靱帯骨化症	9	11	20
69	後縦靱帯骨化症	45	32	77
70	広範脊柱管狭窄症	5		5
71	特発性大腿骨頭壊死症	25	10	35
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	4	3	7
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	2	3
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	2	4
78	下垂体前葉機能低下症	26	18	44
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）		3	3
83	アジソン病	1		1
84	サルコイドーシス	7	21	28
85	特発性間質性肺炎	19	11	30
86	肺動脈性肺高血圧症	4	13	17
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	7	5	12
89	リンパ脈管筋腫症		1	1
90	網膜色素変性症	40	64	104
91	バッド・キアリ症候群		2	2
92	特発性門脈圧亢進症		1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	6	51	57
94	原発性硬化性胆管炎	1		1
95	自己免疫性肝炎	2	14	16
96	クローン病	89	41	130
97	潰瘍性大腸炎	103	81	184
98	好酸球性消化管疾患	1		1
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群		1	1
111	先天性ミオパチー	1		1
113	筋ジストロフィー	12	5	17
116	アトピー性脊髄炎		1	1
117	脊髄空洞症		1	1
120	遺伝性ジストニア	2		2
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	2
127	前頭側頭葉変性症	4		4

128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1		1
151	ラスムッセン脳炎	1		1
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	2
158	結節性硬化症	1	2	3
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	4	6
164	眼皮膚白皮症		1	1
167	マルファン症候群	1		1
171	ウィルソン病	2	1	3
188	多脾症候群		2	2
201	アンジェルマン症候群	1		1
203	22q11.2欠失症候群	1		1
208	修正大血管転位症	1	2	3
209	完全大血管転位症	2	1	3
210	単心室症		1	1
215	ファロー四徴症	3	3	6
216	両大血管右室起始症	1	1	2
220	急速進行性糸球体腎炎		1	1
221	抗糸球体基底膜腎炎		4	4
222	一次性ネフローゼ症候群	12	17	29
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1		1
224	紫斑病性腎炎	6	1	7
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）		1	1
227	オスラー病	1		1
230	肺胞低換気症候群	1		1
235	副甲状腺機能低下症	1	1	2
236	偽性副甲状腺機能低下症	1		1
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2	1	3
245	プロピオン酸血症	1		1
263	脳腱黄色腫症		3	3
271	強直性脊椎炎	3	3	6
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1		1
283	後天性赤芽球癆	1	2	3
299	嚢胞性線維症		1	1
300	I g G 4 関連疾患	2		2
301	黄斑ジストロフィー	1	1	2
306	好酸球性副鼻腔炎	6	7	13
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	2	0	2
331	特発性多中心性キャッスルマン病	2	1	3
合 計		923	1, 363	2, 286

③ 各種届出件数

令和2年度 特定医療費(指定難病)受給者各種届出件数(令和2年4月～令和3年3月申請分)

	内容	合計(件)
1	事項変更届	590
2	返納届	27
3	再交付届	21
4	療養費請求書	13
	計	1,151

(3) 難病患者地域支援対策推進事業

◆ 在宅療養支援計画策定・評価事業

① 支援方針会議

訪問相談事業を実施している要支援難病患者に対し、支援方針会議を定期的に行い個別の在宅療養支援計画を策定している。医療機関や関係機関の協力の下、各種サービスの適切な提供、支援計画の円滑な推進、適宜評価を行いその改善を図っている。

会議回数	件数
14回	14件

② ケア会議等の開催及び参加

要支援難病患者の個別支援において、検討する必要がある場合には、関連する関係機関を招集しケアマネージャーもしくは保健所がケア会議を開催している。また退院前調整会議等の連絡があった場合にも積極的に参加し、難病患者が地域で安心して生活ができるケアシステムを検討している。

件数
2件

③ 特定医療費受給者証交付申請時の面接相談

特定医療費(指定難病)支給認定申請時(新規・更新)等に、保健師による面談をとおして、患者及び家族のニーズを把握し、療養の不安の軽減を図るとともに必要なサービス等の情報提供を行っている。

申請以外の相談には、新規・更新申請以外の個別相談(来所・電話相談)が含まれ、その他継続相談には、支援が必要な訪問ケースの相談や訪問ケース以外の個別継続相談が含まれる。

申請時面接以外にも、あらゆる相談に対応しており、相談内容は多岐にわたっている。

○保健師の相談実施状況

内容	実件数
新規申請時の相談	14
更新申請時の相談	0
申請時以外の相談	90
計	104

○相談内容(新規申請時の相談、申請時以外の相談)

相談内容	延件数
申請に関すること	22
症状と疾病に関すること	15
医療機関に関すること	5
福祉サービスに関すること	12

経済面に関すること	1
介護に関すること	20
退院に関すること	0
就労に関すること	0
就学に関すること	0
食事・栄養に関すること	0
歯科保健に関すること	0
患者会に関すること	0
その他	37
計	112

◆ 訪問相談員育成事業

難病支援関係者研修会

要支援難病患者及び家族が安心して暮らせるために、保健・医療・福祉の支援関係者の不安の軽減及び支援関係者の質の向上のために実施している。

※令和2年度は実施なし

◆ 医療相談事業

同じ病気を持つ者同士を一同に会し、専門家による医療及び日常生活に係る相談や指導助言を行うことで、疾患についての正しい知識をもち、不安の解消及び日常生活上生じる問題や障害の軽減を図ることを目的に実施している。

※令和2年度は実施なし

◆ 訪問相談・指導事業

① 訪問相談事業

面接相談等で把握した要支援難病患者やその家族に対して、保健師が家庭訪問し、療養上の相談や福祉サービスの利用等の助言を行うとともに、QOLの向上を目指して関係機関と連携を図り支援を行っている。（長期入院・入所者は除く）

実件数	延件数	新規件数(再掲)
10	14	3

対象疾患

疾患名	実件数	延件数
筋萎縮性側索硬化症	3	4
多系統萎縮症	1	2
亜急性硬化性全脳炎	1	2
遺伝性ジストニア	1	2
慢性炎症性脊髄炎	1	1
重症筋無力症	1	1
後縦靱帯骨化症	1	1
副腎白質ジストロフィー	1	1
計	10	14

② 訪問指導(診療)事業

療養上の不安解消、ＱＯＬの向上を図ることを目的に、きめ細やかな支援が必要な在宅難病患者に対し、専門の医師・理学療法士・作業療法士等と連携し訪問指導(診療)を実施している。

那覇市内は医療機関・支援事業所が充実しているが、在宅リハビリは十分に普及していないこと等から、本事業を通して、在宅リハビリの導入や発症早期からの切れ目ない支援導入のきっかけづくりとして活用している。

回数	対象疾患	スタッフ	実件数
1	多系統萎縮症	作業療法士・保健師	1
1	球脊髄性筋萎縮症	作業療法士・保健師	1

◆ 難病対策地域協議会の設置

難病患者及び家族が住みなれた地域で安全かつ安定した療養生活を確保するため、保健・医療・介護・福祉などの関係者が連携・協働し、支援体制を構築することができるように実施している。

※令和2年度は実施なし

(4) 患者家族の交流会及び自助組織活動の育成・支援

① 患者家族交流会

患者・家族同士の交流や情報交換を実施することにより、孤立からの脱却を図ると共に社会参加を促進し、地域における在宅療養者のＱＯＬの向上を図る。医療相談事業に併せて実施している。

② 自助組織活動の育成・支援

新規申請の面接時は、自助組織を紹介し同病者との交流をすすめている。また、医療相談会には会員による自助組織活動の紹介時間を設定し、積極的に会活動を紹介している。18か所の自助組織の定例会及び総会に参加することにより、顔と顔との連携を図り、必要時相談に対応し育成支援に取り組んでいる。

自助組織一覧

	名称	定例会日程	発足年
1	沖縄クローン病・潰瘍性大腸炎友の会	那覇南部地区（開催日程は未定）	平成元年
		中部地区（開催日程は未定）	
2	全国膠原病友の会 沖縄県支部	開催日程は未定	平成10年
3	全国パーキンソン病友の会 沖縄県支部	開催日程は未定	平成14年2月
4	もやの会沖縄県ブロック	開催日程は未定	平成17年6月
5	日本ALS協会 沖縄県支部	開催日程は未定	平成20年6月
6	全国筋無力症友の会 沖縄県支部	開催日程は未定	平成23年
7	MS友の会 (多発性硬化症・視神経脊髄炎)	開催日程は未定	平成24年

8	沖縄県網膜色素変性症協会	那覇南部地区 開催日程は未定	平成 24 年 11 月
		中部・北部地区 開催日程は未定	
		八重山地区・宮古地区 開催日程は未定	
9	OPLL(後縦・黄色靱帯骨化症)友の会	開催日程は未定	平成 27 年
10	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症 那覇南部地区患者の会	開催日程は未定	平成 27 年 6 月
11	沖縄サルコイドーシス友の会	開催日程は未定	平成 28 年 10 月
12	リンパ浮腫 ゆんたく会	開催日程は未定	平成 30 年 11 月
13	ギラン・バレー症候群 交流会	開催日程は未定	令和元年 8 月
14	四つ葉の会 (宮古膠原病友の会)	開催日程は未定	平成 12 年
15	神経難病友の会 八重山	開催日程は未定	平成 22 年 12 月
16	八重山クローン病・潰瘍性大腸炎 患者・家族の集い	開催日程は未定	平成 24 年
17	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症 中部患者・家族会	開催日程は未定	平成 28 年
18	とうんがらの会 (宮古神経難病・患者家族の集い)	開催日程は未定	平成 28 年

(5) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目 的：先天性血液凝固因子障害等患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより患者の医療費の負担軽減を図り、精神的、身体的不安を解消すること。

対象疾患：先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症を含む全 12 種類。

No.	疾患名
1	第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症
2	第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症
3	第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症
4	第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症
5	第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)
6	第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)
7	第Ⅹ因子(スチューアートブラウア)欠乏症
8	第ⅩⅠ因子(PTA)欠乏症
9	第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
10	第Ⅲ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
11	フォン・ウィルブランド(Von Willebrand)病
12	血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

対象患者：那覇市に住所を有する 20 歳以上の者（20 歳未満の方については小児慢性特定疾病医療費助成の対象）

医療費の自己負担：なし

令和 2 年度 先天性血液凝固因子障害等医療受給者数：12 件(令和 3 年 3 月 31 日現在)

3 原爆障害対策事業

県は、原爆被爆者について、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断及び医療の給付並びに諸手当等の支給を行っている。

県内各保健所では健康診断等における健康相談を実施し、被爆者の健康管理に努めている。

本市保健所では那覇市に住所を有する被爆者の健康診断等における健康相談を実施し、被爆者の健康管理に努めている。

(1) 事業内容

① 健康診断(実施日は南部保健所と同日)

ア) 前期健康診断(7 月上旬までに実施)

イ) 後期・二世健康診断(12 月中旬までに実施)

ウ) 希望者健診(2 月～3 月中旬までに実施)

…委託医療機関(県立南部医療センター・こども医療センター)にて実施。

② 健康相談

健康診断時、受診者全員に保健師による保健指導を実施している。又、要検査と診断された受診者に対して、必要時受診勧奨や受診状況の確認等の電話相談も実施している

(2) 被爆者健康診断の状況

令和 2 年度末、被爆者の本市保健所管内在住者は 30 名（内、第二種健康診断受診者証所持者 1 名を含む）となっている。同被爆者の平均年齢は、84.9 歳。

令和 2 年度健康診断及びがん検診受診者数

健康診断						がん検診							
健診数		前期	後期	希望	二世	検診数		胃	肺	乳	子宮	大腸	骨多 髄発 腫性
実人数	延人数					実人数	延人数						
10	13	4	2	1	6	6	8	1	1	0	0	1	5

* 「二世健診」の対象者…原爆被爆者の二世で、受診を希望する者。

健康診断受診結果

	前期	後期	希望	二世
健診受診者数	4	2	1	6
異常なし	2	1	0	2
要検査	2	1	1	4

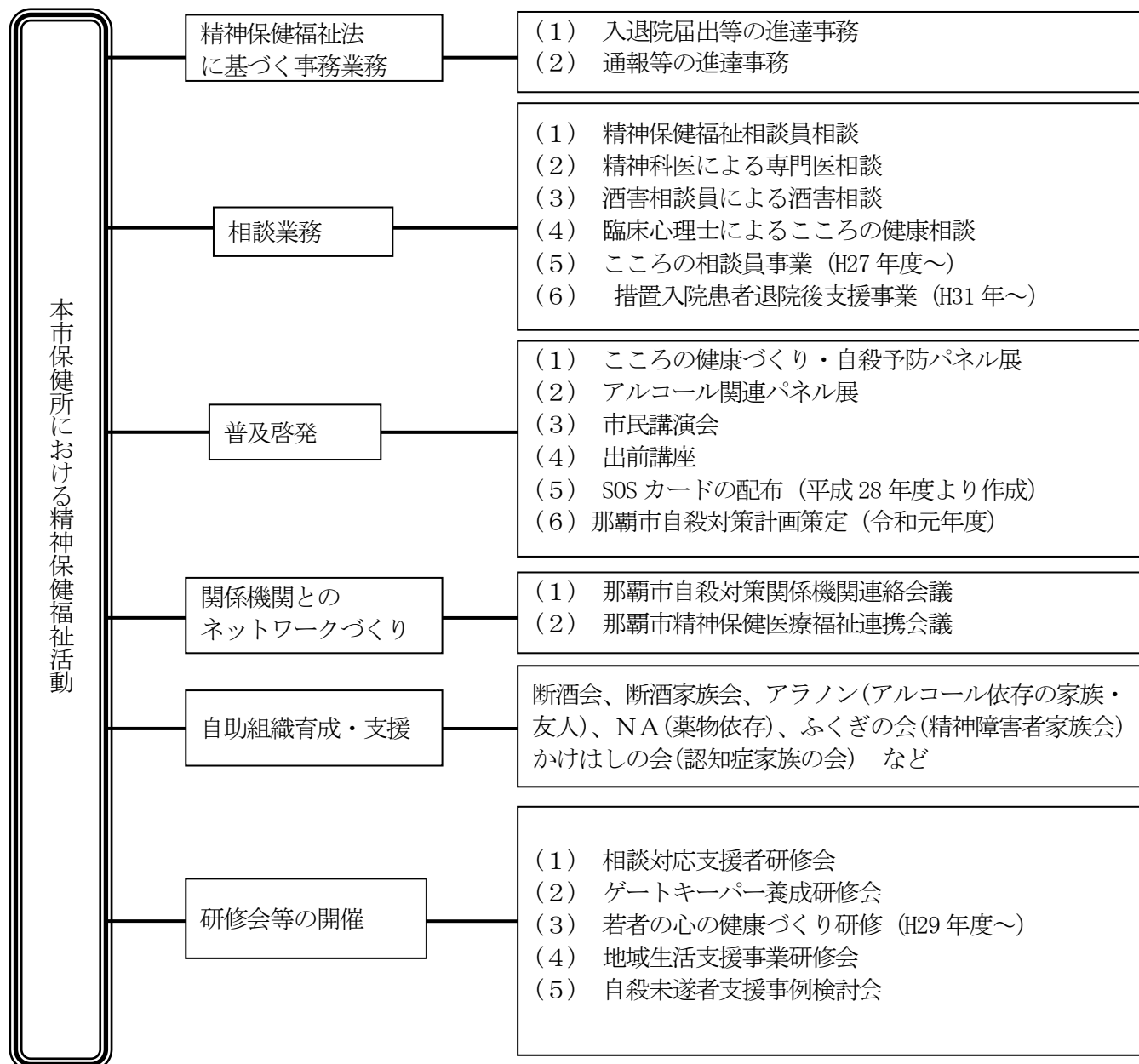
4 精神保健福祉

(1) 精神保健福祉活動

本市保健所の精神保健福祉の概要

平成 25 年度中核市移行に伴い、本市保健所に精神保健福祉業務が一元化され、以下の業務を実施している。

ひきこもり支援では、令和元年度に所管裁定の結果、当課が全体的な所管となり、相談内容に応じ、対応している。



(2) 精神保健福祉相談事業

①精神保健福祉法に基づく事務業務

ア 入退院届出等の進達事務(医療保護入院・応急入院等)

本市保健所は法第29条の5・第33条第7項・第33条の2・第33条の7・第38条の2第1項・第2項に基づき、那覇市内の精神科病院から各届出を受理し、県知事へ進達を実施している。

管内医療機関のICDカテゴリー別医療保護入院・応急入院届出の県への進達件数

ICD－10	F0		F1		F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F99	総計
分類名	器質性精神障害 症状性を含む		精神作用物質使用による 精神および行動の障害		統合失調症，統合失調症型障害および妄想性障害	気分（感情）障害	神経症性障害，ストレス関連障害 および身体表現性障害	生理的障害および身体的要因に 関連した行動症候群	成人のパーソナリティおよび行動の障害	精神遅滞「知的障害」	心理的発達の障害	通常発症する行動および情緒の障害 小児期および青年期に	特定不能の精神障害	
	認知症	その他	アルコール使用	その他										
令和 2年度	156	23	19	3 (1)	311 (13)	100 (2)	19	0	4 (2)	7 (1)	4	0 (1)	0	646 (20)

※()なしの件数は医療保護入院届出件数で応急入院届出件数は含まず。()内は応急入院届出件数。

イ 通報等の進達事務

本市保健所は、法第22条(診察及び保護の申請)の受理、法第23条(警察官の通報)の受理、法第26条の2(精神科病院の管理者の届出)、法第26条の3(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)の受理をし、県知事へ進達を実施している。

診察及び保護申請、通報状況(件数)

	令和2年度
法第22条(診察及び保護の申請)	0
法第23条(警察官の通報)	30

②精神保健福祉相談

精神保健福祉法第47条に基づき、精神障がい者や家族が、精神障がいをもちながら安心して地域で生活できるように支援していくことを目指して、以下の事業を実施している。

ア 精神保健福祉相談員相談（受付時間は平日 9：00～11:30、13:00～16:30）

地域住民の精神的健康の保持増進や精神疾患の早期発見及び適正医療の推進を図るとともに、精神障がい者の社会復帰の促進を図り、関係者及び関係機関との連携を取りながら相談を実施することを目的に、電話相談や来所相談、必要に応じて訪問指導等を実施している。

相談件数(那覇市居住者のみ)

	実件数	延件数	再掲			
			来所 延件数	電話 延件数	訪問 延件数	会議・その他
令和2年度	519	3,099	202	2,701	77	119

※令和2年度の相談室における相談実績は延3,252件であった（市外住民含む）

令和2年度相談状況

	実人員 (人)	延人員（人）										
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計
来所 相談	100	10	1	35	2	0	6	49	0	0	99	202
訪問 指導	19	1	3	12	0	0	2	3	1	0	55	77
電話 相談		90	9	369	33	4	73	517	1	2	1,603	2,701

イ 精神科医による専門医相談（月1回：予約制）

精神障がい者及びその家族等が、精神科専門医による精神医学的な判断や対応の助言を得る事によって、適正な医療・福祉サービスを受け、安心して地域で生活ができるようにすることを目的に実施している。

精神科医による専門医相談件数

	令和2年度
実施回数	3回
延件数	6件

ウ 酒害相談員による酒害相談（月1回：予約制）

アルコール問題で悩んでいる本人及び家族等が、酒害相談員による相談を受ける事で、アルコール問題の理解と家族の対応方法を得て、適切な医療・福祉サービスを受け、安心して地域で生活ができるようにすることを目的に実施している。

酒害相談員による相談件数

	令和2年度
実施回数	4回
延件数	4件

エ 臨床心理士によるこころの健康相談(月1回:予約制)

家庭や職場等において、様々な不適応症状を抱える者が臨床心理士の相談を受けることによって、自らこころの問題に気づき、自己解決できるよう援助することを目的に実施している。

こころの健康相談件数

	令和2年度
実施回数	6回
延件数	9件

オ 措置入院患者退院後支援事業

措置入院となった方が、退院後に地域で生活するために社会復帰の促進、必要な医療等継続的な支援を実施する。

支援実人員：0人

(3) 自殺予防対策事業

① こころの相談員事業（臨床心理士による）

自殺に関する悩みを抱えた者や相談員等支援者への支援を実施。

延人員321人

② ゲートキーパー養成研修会

地域の関係者や庁内関係課職員等がこころの健康について学ぶことによって自殺対策に関する知識について理解を深め、適切な対応ができ、早めに相談機関につなぐことができるようにする。

	実施日	対象	内容	参加人員
1	令和3年 3月12日	生活保護ケースワーカー、 自立支援員、 ほか生活保護関係職員	・ゲートキーパーの役割 ・自殺の危険因子と防御因子 ・こころの健康づくり	15人
2	令和3年 3月12日	同上	同上	14人
3	令和3年 3月17日	同上	同上	14人
4	令和3年 3月17日	同上	同上	10人

③ 若者の心の健康づくり研修会

若い世代を対象に、こころの健康について研修を行い、自身や周囲の変化に気づき、対処方法を学ぶことにより、こころの健康づくりや自殺予防の一助とする。

内容：ストレスとの上手なおつきあい、対処方法等

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施なし。

<参考：令和元年度実績>

	実施日	対象	参加人員
1回目	令和元年7月2日	専門学校生	21人
2回目	令和元年9月20日	専門学校生	10人
3回目	令和2年1月8日	専門学校生	44人

④ 相談対応支援者研修会

相談対応支援者が正しい知識を持ち、適切に対応できることで自殺予防の一助にすると共に、精神保健福祉相談の資質向上を図る。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし。

<参考：令和元年度実績>

回数	実施日	内 容	参加人員
1回目	令和元年7月30日	自殺志向の方への対応	43人
2回目	令和元年8月19日	アルコール依存症の理解と対応	40人
3回目	令和元年9月18日	パーソナリティ障害の理解と対応	39人

⑤ 自殺未遂者支援事例検討会

那覇市関係課や本市保健所等で把握した、自殺未遂者及び既遂者について、事例検討を行うことにより、対象者の状態に合わせた個別支援ができるよう、疾患の理解や支援の在り方、関係機関の連携の在り方について学ぶ。

実施日	内容	参加機関	参加人員
令和2年 11月13日	「希死念慮のある本人に対する関わり方・支援について」	包括支援センター、チャーがんじゅう課、地域保健課	10人

⑥ 市民講演会

自殺の原因や動機として、健康問題が最も多く、中でもうつ病が多い状況にある。そのため、市民がうつ病について正しい知識を持ち、正しく理解し、適切に対応できるようにすることで自殺予防の一助とする。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし。

<参考：令和元年度実績>

対 象：那覇市民

実 施 日：令和元年10月3日（木）

内 容：「今日から役立つ！うつ予防と回復のポイント ～認知行動療法を活用して～」

講 師：精神科医師

参加人員：52人

⑦ 那覇市自殺対策関係機関連絡会議

自殺の現状と自殺対策の課題を把握し、関係機関との連携を図り、協働して自殺対策の体制を構築することを目的に、医療機関等を含めた外部関係機関で行う外部会議と、庁内関係課で行う庁内会議に分けて会議を実施する。

ア 那覇市自殺対策関係機関連絡会議（外部会議）

実施日：令和3年3月22日（月）

内 容：那覇市における自殺の現状と分析、自殺予防対策の取り組み

外部講師による講話「中小企業における働き盛り世代のメンタルヘルスの実態と自殺対策への提案」

那覇市自殺対策計画書（重点施策3・4）に関する情報共有・意見交換

参加機関：外部委員7機関 庁内関係課3課に絞り開催した。

イ 那覇市自殺対策関係機関連絡会議（庁内会議）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催なし。

書面にて取組状況、達成状況をまとめ各課へ報告した。

（4）地域生活支援促進事業

① 精神障害者の地域移行関係職員研修会

支援者の資質向上を図ることで、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進する目的で実施。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし。

＜参考：令和元年度実績＞

実施日：令和元年11月25日（月）

場 所：本市保健所 3階 大会議室

参加者：28名（居宅介護支援事業所、特定相談支援事業所、ヘルパーステーション、訪問看護事業所等）

内 容：①精神科医の講話「統合失調症について」

②介護現場での対応について

② こころの健康出前講話

目的：近年、精神疾患は5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）にあげられている。精神疾患・障がいについての知識や対応について伝えることで、理解につながることを目的に実施する。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし。

＜参考：令和元年度実績＞

対 象：那覇市民生委員児童委員

実施期間：令和元年9月

回 数：3回

参加人数：65名

内 容：精神保健福祉相談員による講話 「統合失調症について」

③ 那覇市精神保健医療福祉連携会議

関係機関と情報交換を行いながら、精神に障がいのある人を支援するため、必要なネットワークを構築することを目的に実施。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし。

<参考：令和元年度実績>

実施日：（1回目）令和元年7月29日（月）

（2回目）令和2年2月3日（月）

場 所：本市保健所 3階 大会議室

参加者：7機関（7名）

（精神科医師、訪問看護師、地域体制整備コーディネーター、南部圏域アドバイザー、民生委員児童委員、家族代表）

内 容：「那覇市の精神保健福祉の課題から」をテーマに意見交換

（5）その他

① 普及啓発に関する事業

精神保健福祉について広く市民へ周知・情報提供することを目的に実施。

ア 自殺予防週間（令和2年9月）那覇市役所ロビーにて「こころの健康づくりパネル展」の開催

イ アルコール関連問題啓発週間（令和2年12月）那覇市役所ロビーにて「アルコール関連問題に関するパネル展」の開催

ウ 自殺対策強化月間（令和3年3月）那覇市役所ロビーにて「こころの健康づくりパネル展」の開催

エ レスキューカード・リーフレットの作成、配布：自殺対策の取り組みとして、こころの相談窓口や経済面等の相談先を掲載したレスキューカードと、リーフレット「いのちを支える相談窓口」を作成し、各相談窓口や庁内関係課・関係機関に配布

② 自助組織活動支援

断酒会等の自助グループの定例会開催の場所を提供し、チラシやホームページにおいて広報を行っている。また、相談窓口等で自助グループの情報提供を行い、市民と自助グループがつながるよう支援している。

※本市保健所内の開催状況

《アルコール依存》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
当事者	那覇断酒会	毎週水曜日 19:00～21:00	本市保健所 3階 多目的室	
	シングルの集い	毎週土曜日 19:00～21:00	本市保健所 3階 小会議室	男性のみ
	沖縄アメシストの会	毎週土曜日 14:00～16:00	本市保健所 3階 多目的室	女性のみ
	AAヤングミーティング	毎週土曜日	本市保健所	40歳未満

		19:00～20:30	3階 多目的室	毎月最終週のみ誰でも参加可
	AAでいごグループ	毎週日曜日 18:00～19:00	本市保健所 3階 多目的室	毎月最終週のみ誰でも参加可
家族	那覇断酒家族会 いじゅの花	第2火曜日 19:00～21:00	本市保健所 3階 小会議室	
	アラノン那覇 グループ	毎週土曜日 15:00～16:00	本市保健所 3階 多目的室	家族・友人の集い

《薬物依存》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
当事者	NAサウスサイド グループ	毎週火曜日 19:00～20:30	本市保健所 3階 多目的室	
	NA琉球グループ	毎週土曜日 19:00～20:30	本市保健所 3階 多目的室	
	NAイマココグループ	毎週月曜日 19:00～20:30	本市保健所 3階 多目的室	

《ギャンブル依存》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
当事者	G AFleeplace 沖縄	毎週金曜日 19:00～20:30	本市保健所 3階 多目的室	
	G Aナハグループ	毎週金曜日 19:00～20:30	本市保健所 3階 多目的室	

《精神障がい者》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
家族	那覇市精神障害者家族会 ふくぎの会	毎月第2水曜日 14:00～16:00	本市保健所 3階 多目的室	

《認知症》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
家族	かけはしの会	毎月第3木曜日 13:00～15:00	本市保健所 健康増進室	参加希望の場合、事前に本市保健所に連絡必要

Ⅱ 令和 2 年度事業実績

【生活衛生課】

【生活衛生課】

1 食品衛生

(1) 食品衛生関係営業施設数及び監視指導状況

食品衛生法施行令第35条に基づく飲食店等公衆衛生に著しい影響を与える34業種を営業する場合には、保健所長の許可が必要である。

令和2年度の営業許可施設数及び監視指導状況は表1のとおりである。

表1 令和2年度業態別食品衛生関係営業許可施設数

業 種		営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数 (年度中)		廃業施設数 (年度中)	調査・監視 指導施設数 (年度中)
			継 続	新 規		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	2,908	247	438	484	498
	仕出し屋・弁当屋	181	15	40	46	42
	旅 館	36	5	0	2	0
	そ の 他	5,157	371	698	1,145	727
菓子(パンを含む。)製造業		553	66	54	91	67
乳 処 理 業		0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0
乳製品製造業		1	0	1	0	1
集 乳 業		0	0	0	0	0
魚介類販売業		377	34	39	65	53
魚介類せり売り営業		3	1	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		8	1	1	2	2
食品の冷凍または冷蔵業		28	2	2	0	4
かん詰またはびん詰食品製造業 (上記及び下記以外)		0	0	0	0	0
喫 茶 店 営 業		630	38	38	161	36
あん類製造業		0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業		130	6	6	30	6
乳 類 販 売 業		327	41	29	53	35
食 肉 処 理 業		3	1	0	0	0
食 肉 販 売 業		415	40	79	66	87
食肉製品製造業		5	1	1	1	1
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0
食用油脂製造業		5	0	0	1	0
マーガリン又は ショートニング製造業		0	0	0	0	0
み そ 製 造 業		9	1	1	0	3
醬 油 製 造 業		3	0	1	0	2

ソース類製造業	12	2	1	1	3
酒 類 製 造 業	9	4	0	1	1
豆 腐 製 造 業	19	4	0	3	1
納 豆 製 造 業	1	0	0	0	1
めん類製造業	19	3	1	7	3
そうざい製造業	259	8	82	24	84
添加物(法第 11 条第 1 項の規定により規格が定められたものに限る)製造業	1	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	16	4	0	4	0
氷 雪 製 造 業	3	1	0	0	0
氷 雪 販 売 業	1	0	0	0	0
計	11, 119	896	1, 152	2187	1, 657

(2) 許可を要しない食品衛生関係施設数及び監視指導状況

保健所長の許可が必要でない 34 業種以外の食品供与施設で、那覇市食品衛生法施行細則第 18 条及び第 19 条の規定に基づく給食施設及び 12 業種については、給食施設報告書又は特定営業報告書の提出を義務づけている。令和 2 年度の施設数と監視指導状況は表 2 のとおりである。

表 2 令和 2 年度許可を要しない施設に対する調査、監視指導

種 類		営業施設数 (年度末現在)	監視指導施設数 (年度中)
給食施設	学 校	29	1
	病院・診療所	46	0
	事 業 所	54	2
	そ の 他	220	8
食 品 製 造 業		191	19
菓子(パンを含む。)販売業		56	1
食品販売業(上記以外。)		272	22
計		868	53

(3) 重点監視施設等の監視状況

「那覇市食品衛生監視指導計画」に基づき、標準立入り回数毎に食品関係施設を 4 つのランクに分類し監視指導を行った(表 3)。なお、特に衛生上の改善が必要な施設に対して行われる、「行政処分(廃棄命令、改善命令、営業停止命令等)」及び「告発」を行った事例はなかった。

表3 令和2年度重点監視施設等監視実績

ラ ン ク	標準監視回数	考 え 方	監視件数		該 当 業 種 等
			目標件数	実績件数	
A	1年に2回以上	過去3年間に食中毒事件等の問題が発生した営業施設並びに生食肉を提供する等、特に監視指導が必要な施設	38	19	過去3年間に食中毒事件等の問題が発生した営業施設 乳処理業 特別牛乳搾取処理業 乳製品製造業 養乳業 食肉製品製造業 乳酸菌飲料製造業 食品の放射線照射業 清涼飲料水製造業(総合衛生管理過程承認施設) 生牛肉を提供する飲食店
B	1年に1回以上	食中毒事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設、又は広域的に流通させる食品を扱う業種、及び過去3年間に苦情等の問題が発生した営業施設	212	82	過去3年間に苦情等の問題が発生した営業施設 前年度の収去検査等得不適合となった食品を製造した施設 飲食店のうち宴会場のあるホテル、大型飲食店等の大量調理施設や、仕出し・弁当等で大量調理する施設(同一メニューを1回300食又は1日750食以上調理する施設を対象とする) 菓子製造業(広域に食品を流通する施設、又は1日2000食以上を製造する施設とする) 魚肉ねり製品製造業 食品の冷凍又は冷蔵業(保管業を除く) 缶詰・瓶詰食品製造業 (広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品のみ) めん類製造業 アイスクリーム類製造業(ソフトクリームフリーザーのみを除く) 食肉処理業 食用油製造業 マーガリン又はショートニング製造業 みそ製造業(広域流通食品製造施設に限る) 醤油製造業 ソース類製造業(広域流通食品製造施設に限る) 豆腐製造業(1日150食以上又は冷蔵保存を有する施設のみ) 納豆製造業 めん類製造業 そうざい製造業 (同一メニュー1回300食以上、1日750食以上、広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品製造施設に限る) 添加物製造業 清涼飲料水製造業(Aランク施設以外) 集団給食施設(学校、病院、事業所、施設等で同一メニュー1回300食以上又は1日750食以上を提供する施設) 食料品製造業(許可不要業種)産卵又は広域流通食品製造施設のみ 飲食店のうち上記Bランク施設以外で同一メニュー1回100食以上300食未満又は1日500食以上750食未満を提供する飲食店 菓子製造業(Bランク施設以外で生菓子を扱う施設のみ) 魚介類販売業(包装魚介類を除く) 魚介類せり売り業 缶詰・瓶詰食品製造業 食肉販売業(包装魚介類を除く) 酒類製造業 豆腐製造業(上記Bランク以外) そうざい製造業(上記Bランク以外で1日100食以上を製造する施設) 氷雪製造業 給食施設(学校、病院、事業所、その他の施設で同一メニュー1回100食以上300食未満又は1日500食以上750食未満を提供する施設) 飲食店営業(同一メニュー1回100食未満を提供する小規模施設で、スナック、バー及び焼鳥・自動車営業(B,Cランク以外)) 菓子製造業(小規模菓子店及び焼鳥・自動車営業(B,Cランク以外)) 魚介類販売(包装魚介類のみ) 食品の冷凍又は冷蔵業(保管業のみ) 喫茶店営業 アイスクリーム類製造業(ソフトクリームフリーザーのみを使用した施設) 乳類販売業 食肉販売業(包装食肉のみ) みそ製造業(Bランク以外の施設) ソース類製造業(Bランク以外の施設) そうざい製造業(B,Cランク以外の施設) 氷雪販売業 小規模給食施設(B,Cランク以外の施設) その他特定営業報告等の許可不要業種(A・Bランク以外)
C	2年に1回以上	食中毒の発生頻度が中程度の業種で、大量調理に該当しない施設	332	148	過去3年間に食中毒事件等の問題が発生した営業施設 前年度の収去検査等得不適合となった食品を製造した施設 飲食店のうち宴会場のあるホテル、大型飲食店等の大量調理施設や、仕出し・弁当等で大量調理する施設(同一メニューを1回300食又は1日750食以上調理する施設を対象とする) 菓子製造業(広域に食品を流通する施設、又は1日2000食以上を製造する施設とする) 魚肉ねり製品製造業 食品の冷凍又は冷蔵業(保管業を除く) 缶詰・瓶詰食品製造業 (広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品のみ) めん類製造業 そうざい製造業 (同一メニュー1回300食以上、1日750食以上、広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品製造施設に限る) 添加物製造業 清涼飲料水製造業(Aランク施設以外) 集団給食施設(学校、病院、事業所、施設等で同一メニュー1回300食以上又は1日750食以上を提供する施設) 食料品製造業(許可不要業種)産卵又は広域流通食品製造施設のみ 飲食店のうち上記Bランク施設以外で同一メニュー1回100食以上300食未満又は1日500食以上750食未満を提供する飲食店 菓子製造業(Bランク施設以外で生菓子を扱う施設のみ) 魚介類販売業(包装魚介類を除く) 魚介類せり売り業 缶詰・瓶詰食品製造業 食肉販売業(包装魚介類を除く) 酒類製造業 豆腐製造業(上記Bランク以外) そうざい製造業(上記Bランク以外で1日100食以上を製造する施設) 氷雪製造業 給食施設(学校、病院、事業所、その他の施設で同一メニュー1回100食以上300食未満又は1日500食以上750食未満を提供する施設) 飲食店営業(同一メニュー1回100食未満を提供する小規模施設で、スナック、バー及び焼鳥・自動車営業(B,Cランク以外)) 菓子製造業(小規模菓子店及び焼鳥・自動車営業(B,Cランク以外)) 魚介類販売(包装魚介類のみ) 食品の冷凍又は冷蔵業(保管業のみ) 喫茶店営業 アイスクリーム類製造業(ソフトクリームフリーザーのみを使用した施設) 乳類販売業 食肉販売業(包装食肉のみ) みそ製造業(Bランク以外の施設) ソース類製造業(Bランク以外の施設) そうざい製造業(B,Cランク以外の施設) 氷雪販売業 小規模給食施設(B,Cランク以外の施設) その他特定営業報告等の許可不要業種(A・Bランク以外)
D	複数年に1回(必要に応じて監視を実施)	食中毒の発生頻度が低い業種で他の食品危害リスクが低い食品を取り扱う業種	2,156	1,461	過去3年間に食中毒事件等の問題が発生した営業施設 前年度の収去検査等得不適合となった食品を製造した施設 飲食店のうち宴会場のあるホテル、大型飲食店等の大量調理施設や、仕出し・弁当等で大量調理する施設(同一メニューを1回300食又は1日750食以上調理する施設を対象とする) 菓子製造業(広域に食品を流通する施設、又は1日2000食以上を製造する施設とする) 魚肉ねり製品製造業 食品の冷凍又は冷蔵業(保管業を除く) 缶詰・瓶詰食品製造業 (広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品のみ) めん類製造業 そうざい製造業 (同一メニュー1回300食以上、1日750食以上、広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品製造施設に限る) 添加物製造業 清涼飲料水製造業(Aランク施設以外) 集団給食施設(学校、病院、事業所、施設等で同一メニュー1回300食以上又は1日750食以上を提供する施設) 食料品製造業(許可不要業種)産卵又は広域流通食品製造施設のみ 飲食店のうち上記Bランク施設以外で同一メニュー1回100食以上300食未満又は1日500食以上750食未満を提供する飲食店 菓子製造業(Bランク施設以外で生菓子を扱う施設のみ) 魚介類販売業(包装魚介類を除く) 魚介類せり売り業 缶詰・瓶詰食品製造業 食肉販売業(包装魚介類を除く) 酒類製造業 豆腐製造業(上記Bランク以外) そうざい製造業(上記Bランク以外で1日100食以上を製造する施設) 氷雪製造業 給食施設(学校、病院、事業所、その他の施設で同一メニュー1回100食以上300食未満又は1日500食以上750食未満を提供する施設) 飲食店営業(同一メニュー1回100食未満を提供する小規模施設で、スナック、バー及び焼鳥・自動車営業(B,Cランク以外)) 菓子製造業(小規模菓子店及び焼鳥・自動車営業(B,Cランク以外)) 魚介類販売(包装魚介類のみ) 食品の冷凍又は冷蔵業(保管業のみ) 喫茶店営業 アイスクリーム類製造業(ソフトクリームフリーザーのみを使用した施設) 乳類販売業 食肉販売業(包装食肉のみ) みそ製造業(Bランク以外の施設) ソース類製造業(Bランク以外の施設) そうざい製造業(B,Cランク以外の施設) 氷雪販売業 小規模給食施設(B,Cランク以外の施設) その他特定営業報告等の許可不要業種(A・Bランク以外)
計			2,738	1,710	

※収去検査・・・健康被害の発生防止及び違反食品の流通防止を図る目的で、市内で製造・加工・流通する食品等の安全性を確認する検査

(4) 食中毒の発生状況(令和2年度)

令和2年度の食中毒発生状況を表4に示す。

令和２年度は食中毒が４件発生し、２件が飲食店を原因施設とする食中毒で、１件が家庭内食中毒、残り１件は原因施設不明の食中毒であった。

表４ 市内食中毒発生状況（令和２年度）

	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設分類
１	６月１５日	自宅等	８	４	令和２年６月１４日に提供された食事	カンピロバクター・ ジェジュニ	飲食店
２	７月１０日	自宅等	不明	２	不明	カンピロバクター属菌	不明
３	１０月６日	自宅等	２	１	令和２年１０月３日に提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店
４	３月１５日	自宅等	１３	４	令和３年３月１５日に自宅調理したサブワグ	テトロドキシン	自宅

（５）苦情受付状況

令和２年度の食品に関連する苦情受付状況は表５のとおりである。

異物混入の内訳について、飲食店等（その他に分類）および弁当・そうざいにおいて、虫、ビニール片、プラスチック等の混入（その他に分類）、虫、毛髪の事例が多く報告されている（表６）。

表５ 令和２年度要因別苦情受付状況

	異物 混入	有症 苦情	異味 異臭	カビ 発生	表示	食品 取扱い	腐敗 変敗	無許可	その他	合計
件数	１７	２	２	２	０	１	２	８	２０	５５

表６ 令和元年度異物混入苦情内訳

	パン・ 菓子類	瓶詰・ 缶詰	弁当・ そうざい	清涼 飲料水	乳関係	その他※	合計
昆虫	１	０	１	０	０	１	３
金属	０	０	１	０	０	０	１
毛髪	０	０	１	０	０	１	２
その他 (ビニール・プラス チック含む)	１	２	２	０	０	６	１１
合計	２	２	５	０	０	８	１７

※飲食店等で提供された食事を含む

（６）食品の収去検査等

市内で生産、製造、加工及び販売される食品等が、成分規格・衛生規範などの基準に適合していることを確認するため収去を行い、微生物及び理化学検査を実施して食品衛生上の危害発生防止に努めている。

令和２年度の検査件数及び違反件数は表７のとおりである。なお、不適のあった食品については、製造工程等の改善指導を行っている。

表7 令和2年度食品の収去検査実績

食品分類	令和2年度 収去予定 検体数	収去検体数 (実績)	検査項目	項目別検査数	食品分類別 検査数
魚介類及びその加工品	8	0	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	0	0
			理化学検査 (食品添加物等)	0	
肉・卵類及びその加工品	4	0	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	0	0
			理化学検査 (食品添加物等)	0	
乳・乳類等	4	0	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	0	0
農産物及びその加工品	13	0	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	0	0
			理化学検査 (食品添加物等)	0	
飲料・氷雪等	4	0	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	0	0
その他の食品 (そうざい等の複合調理食品を含む)	144	34	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	92	92
			理化学検査 (食品添加物等)	0	
計	177	34	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	92	92
			理化学検査 (食品添加物等)	0	

(7) 衛生教育実施状況

食品関係業者等に対して各種の食品衛生講習会を開催し、食中毒予防啓発を図っているほか、令和3年度に制度化されたHACCPに沿った衛生管理の普及推進のための講習会を行った(表8)。

表8 令和2年度衛生講習会の実施状況

講習会名	開催数(回)	参加人数(人)
新規・継続営業施設の食品衛生講習会	29	647
HACCP普及講習会	6	204
食品衛生責任者養成講習会	8	545
食品衛生責任者実務講習会	3	180
イベント・大規模調理施設等の食品衛生講習会	4	96
合計	50	1,672

2 生活衛生

日常生活に関わりの深い理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場及び旅館業については、その衛生水準の向上を図るため、それぞれの法律により規制を受けており、その営業に当たっては保健所長による検査確認または許可を受けなければならない。

そのため、生活衛生営業六法に基づく監視指導の他、衛生講習会の開催等により、これら営業施設に起因する事故の未然防止に努めている。

その他にも、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、適正に管理を行う必要がある簡易専用水道や特定建築物については届出が必要である。また、平成 28 年度より建築物環境衛生事業登録に関する事務が沖縄県より委譲され、事業所の登録に関する業務を行っている。

水道については、関係機関と連携をとり指導を行い、また、延べ面積 3,000 m²以上の特定建築物については、関係法令に基づく立入検査を行い、衛生的な環境の確保に努めている。

また、平成 30 年 6 月 15 日より住宅宿泊事業法が施行されたが、那覇市では平成 30 年 6 月 1 日より住宅宿泊事業に関する事務が沖縄県より委譲され、住宅宿泊事業法に基づく届出の受理、監視指導業務等を行っている。

(1) 生活衛生関係営業施設数及び監視指導状況

理美容所、旅館業等の生活衛生関係営業については、保健所長による検査確認または許可を受ける必要があるため、これらの営業を行おうとする者は保健所への届出・許可申請が必要である。

また、営業後に申請事項または届出事項に変更が生じた場合や、営業を停止・廃止した場合についても保健所に届出が必要である。

令和 2 年度の生活衛生関係営業施設数及び調査・監視指導状況については表 1 のとおりである。

表 1 令和 2 年度生活衛生関係営業施設数及び調査・監視指導件数

			施 設 数	調査・ 監視指導件数
旅館業	旅館・ホテル		456	543
	簡易宿所		199	
	下宿		0	
興行場			14	4
公衆浴場	普通公衆浴場		2	13
	個室付公衆浴場		82	
	その他 の公衆 浴場	第1号(サウナ室等)	15	
		第2号(個室付公衆浴場)	0	
		第3号(療養)	0	
		第4号(保養・休養)	13	
理容所			286	5
美容所			938	70
クリーニング所	洗濯・仕上げ		40	25
	受け渡しのみ		394	
合計			2,439	660

(2) 特定建築物施設数及び監視指導状況

多数の者が利用する店舗、事務所、旅館などの延べ面積が 3,000 m²以上の建築物(学校は 8,000 m²以上)については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により、特定建築物と定義され、届

出と衛生管理基準が定められている。特定建築物の所有者等は建築物環境衛生管理技術者を選任し、適正な衛生管理が行われるように監督させなければならない。

表 2 令和 2 年度特定建築物用途別施設数及び調査・監視指導件数

	施設数	調査・監視指導件数
興行場	3	
百貨店	2	
店 舗	17	
事務所	83	
学 校	3	
旅 館	65	
その他	4	
合 計	177	6

(3) 建築物環境衛生事業登録営業所数及び監視指導状況

建築物の衛生的な環境を確保するためには、建築物の環境衛生上の維持管理を専門に行う事業者が、適切にその業務を行うよう、資質の向上を図ることが重要である。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」においては、事業者に対する登録制度が設けられており、建築物の環境衛生上の維持管理を行う業種を 8 事業に分類している。事業の登録を行うための、事業に従事する者の資格に関する基準、機械器具その他の設備に関する基準及びその他に関する基準が定められている。

平成 28 年度より、事業登録に関する事務が沖縄県より権限委譲された。これに基づき上記事業者に対する監視指導を実施している。

表 3 令和 2 年度建築物環境衛生事業登録業種別施設数及び調査・監視指導件数

	施設数	調査・監視指導件数
建築物清掃業	20	
建築物空気環境測定業	7	
建築物空気調和用ダクト清掃業	0	
建築物飲料水水質検査業	0	
建築物飲料水貯水槽清掃業	25	
建築物排水管清掃業	1	
建築物ねずみ昆虫等防除業	17	
建築物環境衛生総合管理業	15	
合計	85	4

(4) 簡易専用水道等設置数及び監視指導状況

簡易専用水道とは、水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、有効容量が 10 m³を超える受水

槽を有する水道施設を指す。簡易専用水道の設置者は、届出の義務、毎年1回以上の清掃や登録検査機関による法定検査の他、自主管理が義務づけられている。

法定検査において、給水栓における遊離残留塩素濃度が0.1mg/L未満のもの、貯水槽清掃が定期に実施されていない等、管理が不十分な施設が確認された。

また、監視の際、法定検査を1年以上受検していない施設については、法定検査の実施について指導し、建物の建て替え・取り壊し等により廃止した施設については、廃止届の提出を指導した。

表4 令和2年度簡易専用水道等設置数及び調査・監視指導件数

	設置数	調査・監視指導件数
簡易専用水道	1,337	10
専用水道	5	1
合計	1,342	11

(5) 住宅宿泊事業法に基づく届出件数及び監視指導状況

平成30年6月15日より住宅宿泊事業法（いわゆる民泊新法）が施行された。住宅宿泊事業とは旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として1年間で180日を超えないものである。事業を行うものは事業開始までに都道府県知事（中核市にあつては市長）に届出を行わなければならない。

表5 令和2年度住宅宿泊事業法に基づく届出件数及び調査・監視指導件数

	届出住宅数 (令和3年3月末現在累計)	調査・監視指導件数
届出住宅	336	191

3 医事薬事

(1) 業務内容

病院、診療所等の医療提供施設が、良質な医療を提供できるように、監視業務を実施している。

医薬品の品質・有効性及び安全性を確保するため、薬局等の薬事監視の強化、無承認無許可医薬品の指導取締り、医薬分業の推進を図ると共に、地域住民の医療の確保に努めている。

また、毒物劇物の危害を防止するために、毒物劇物営業者等の監視業務を実施している。

現在、危険ドラッグと称される指定薬物の乱用が大きな社会問題となっているが、薬物使用の低年齢化を防ぐために、那覇市教育委員会を通じて学校関係者及び沖縄県と連携を取りながら、地域に密着した啓発活動等を実施している。

その他に、医師等医療従事者の免許申請、病院、診療所及び薬局等の開設許可等に関する業務を実施している。

(2) 病院、診療所及び助産所

市内の病院、診療所及び助産所の施設数は、病院18件、診療所274件、歯科診療所183件、助産所6件（うち、出張のみの業務を行う助産師が6名）である。

表1 病院、診療所及び助産所施設数

令和3年3月末現在

病院	診療所			歯科診療所			助産所	総数
	個人	法人	小計	個人	法人	小計		
18	127	147	274	150	33	183	6	481

(3) 病院立入検査指導状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、病院の診療体制及び保健所の勤務体制が逼迫したため、厚生労働省による事務連絡に基づき、令和3年度の実施をもって令和2年度の立入検査も実施したものとみなすこととした。そのため、令和2年度の立入検査は行っていない。

表2 令和2年度病院立入検査結果

検査実施 施設数	文書指摘 施設数	指摘事項(複数指摘を含む。)				
		医療従事者	管理	業務委託	帳票・記録	その他
0	0	0	0	0	0	0

(4) 衛生検査所、歯科技工所

令和3年3月末現在、市内の衛生検査所は5件、歯科技工所は37件である。衛生検査所5件のうち4件は、新型コロナウイルス感染症にかかる核酸検査のみを行う衛生検査所として、臨時的に開設された。

(5) 施術所

令和3年3月末現在、市内のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所は147件、柔道整復師の施術所は107件、また、施術所を設けず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく出張専門の届出をした者は39名となっている。

(6) 医療従事者の免許申請等件数

令和2年度の医療従事者の免許申請等は総数で426件となっており、最も多いのが看護師(197件)、次いで保健師(45件)となっている。看護師及び保健師で全体の約6割を占めている。

表3 令和2年度医療従事者の免許申請等件数

職種	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	総数
件数	52	9	44	45	13	197	21	6	8	0	20	11	0	426

(7) 薬局、医薬品販売業の施設数

令和3年3月末現在、薬局及び医薬品販売業は287件あり、その内薬局が165件で、全体の57.5%を占めている。

表4 令和2年度薬局、医薬品販売業の施設数

業態	薬局	医薬品販売業			合計
		店舗販売業	卸売販売業	特例販売業	
施設数	165	81	40	1	287

(8) 医療機器販売業・貸与業許可、届出施設数

令和3年3月末現在、高度管理医療機器等販売業・貸与業施設数は203件、管理医療機器販売業・貸与業施設数は979件、総数で1,182件となっている。

表5 令和2年度医療機器販売業・貸与業営業所数

業態	高度管理医療機器等 販売業・貸与業	管理医療機器 販売業・貸与業	合計
営業所数	203	979	1,182

(9) 薬局(薬局医薬品製造業含む)及び医薬品販売業に係る薬事監視状況

令和2年度における許可施設数は310件。立入検査を行った施設数は62件で、20%の実施率となっている。そのうち違反発見件数は2件であった。

表6 令和2年度薬局、薬局医薬品製造業及び医薬品販売業に係る薬事監視状況

許可届出施設数	立入検査実施数	違反発見施設数	違反発見件数										処分件数					告発件数
			無許可・無届業	無許可品	不正表示品	違反広告	毒劇薬の譲渡	毒劇薬の貯蔵陳列	要指示薬の取扱	制限品目の販売	構造設備等の不備	その他	許可取消・業務停止	構造設備改善命令	検査命令	廃業	その他	
310	62	2				1					1			1			1	

(10) 毒物劇物販売業施設数

令和3年3月末現在、販売業施設の総数は78件となっている。

表7 令和2年度毒物劇物販売業施設数

業態	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業
施設数	71	4	3

(11) 毒物劇物に係る監視状況

令和3年3月末現在、登録数は78件、立入検査を行った施設数は9件で11.5%の実施率であり、違反発見件数は2件であった。なお、この2件は同一施設であるため違反発見施設数は1件である。

表8 令和2年度毒物劇物販売業監視施設数

登録施設数	立入検査実施数	違反発見施設数	違反発見件数										処分件数				その他	告発件数
			無登録	混同保管	施錠設備	設備変更無届	表示	譲渡証記載	責任者義務	責任者変更無届	不良品	その他	登録取消・業務停止	構造設備改善命令	始末書等	その他		
78	9	1	1				1							1	1			

